

各地域部会での検討経緯（結果概要）

琵琶湖部会

第 28 回琵琶湖部会	1
第 29 回琵琶湖部会	7
第 30 回琵琶湖部会	14

淀川部会

第 24 回淀川部会	19
第 25 回淀川部会	24
第 26 回淀川部会	30
第 27 回淀川部会	35
第 28 回淀川部会	39

猪名川部会

第 21 回猪名川部会	45
第 22 回猪名川部会	50
第 23 回猪名川部会	54
第 24 回猪名川部会	58

※第 31 回琵琶湖部会 (2005. 1. 8 開催)、第 25 回猪名川部会 (2004. 12. 23 開催) は
作成・確認中です

淀川水系流域委員会 第28回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2004年10月13日（水）10：00～13：15

場 所：コラボしが21 3階 大会議室

参加者数：委員17名、河川管理者（指定席）17名

一般傍聴者（マスコミ含む）69名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 審議の概要
 - ①河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートに関する検討
 - ②ダムWG・SWGの報告と問題点等に関する検討
 - ダムWG・SWGリーダーからの報告
 - 今後のWGの進め方について
 - 報告に対する意見等
 - ③その他
 - 河川整備計画進捗状況報告に関する意見交換
3. 今後のスケジュールについて
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・「河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート」への意見を提出する。締切日は10月25日とし、前回の「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」のチェック分担箇所を中心に意見を提出する（分担は庶務が確認して連絡する）。その後、江頭部会長代理を中心に意見をとりまとめ、11月8日開催の第29回琵琶湖部会に意見とりまとめを提出する。
- ・資料3「河川整備計画進捗状況 報告資料」への意見を提出する。締切日は11月15日。資料3で報告された事業以外についても意見があれば提出する。

2. 審議の概要

①河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートに関する検討

資料1「整備内容シートに関わる各委員からの意見」を参考に意見交換が行われ、「1. 決定事項」のとおり、決定した。主な意見は以下の通り。

- ・整備内容シートへの意見を出してもらいたい。意見がない場合は消極的ながらも「了承した」ということで事業が実施されるので、意見がある場合はお願いしたい。また、整備内容シートに記載されていないが、ぜひ必要だと思われる事業があれば、あわせて意見を頂きたい。(部会長)

○資料1に対する河川管理者からコメント

- ・委員から頂いたご意見は、次回、整備内容シートを修正する際に反映していきたい。琵琶湖だけではなく、淀川や猪名川に関するご意見も多く含まれているので、こういったものも含めて、修正をかけていきたい。
- ・川端委員のご意見のうち、琵琶湖部会に関わるご意見「2) 環境 40」と「4) 環境 55」は反映させて頂きたい。
- ・小林委員の河畔林に関するご意見は、治水機能等を考慮して全体の中で考えていきたい。また、住民参加に関するご意見は、11月7日に立ち上がる河川保全利用委員会で、地域住民の方々の声を聴きながら、河川敷の適正利用も含めて、ご議論を頂こうと思っている。

②ダムWG・SWGの報告と問題点等に関する検討

水山委員より資料2-1「3ダムSWGにおける検討状況」を参考に3ダムSWGの検討状況について説明が為された後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○ダムWG・SWGリーダーからの報告

- ・3ダムサブWGでは、治水に関しては高時川の瀬切れと宇治川 1500m³/s 整備について、利水に関しては異常渇水時の緊急水の補給について、河川管理者から説明を受け検討を行った。治水に関しては、基本的な説明がいまだに為されていないため、治水の目的やその目的に対するダムや代替案の効果を議論する前段階にとどまっていると考えている。利水に関しては、水需要の精査確認結果が出てきていないため、どこかの段階で「新規利水はゼロ」と設定して検討を進めざるを得ないのではないかと思っている(3ダムSWGリーダー)。
- ・ダムWGの今後の検討方針(案)を説明したい。まずは、ダムの主たる目的およびその効果について精査する。次に、具体的な目標を達成するための経済的にも実行可能で有効なダム以外の方法について検討する。そして、ダムによる方法とダム以外の方法の優位性を検討する。以上の手順でダムWGの検討を進めていきたいと思っている。利水については、精査確認の結果が出れば、すぐに教えて頂きたい(ダムWGリーダー)。
- ・河川管理者の資料は十分とは言えないので、資料が出揃うのを待つべきではないかという意見もあるが、運営会議において、ダムWG報告書を任期中に作成することが決まった。ダムWG報告書の作成手順としては、まず「たたき台」を作業部会で作成して11月の委員会に提出し、意見を募集する。各委員の意見を集約・反映して、

12月の委員会にダムWG報告書を提出するという手順で進める予定となっている。委員一人一人にダムに対する自分の意見を述べて欲しいと思っている（ダムWGリーダー）。

○今後のWGの検討方法・進め方について

- ・委員がダムをどう考えるのか、一人一人が意見を述べることは確かに大切だが、本来の委員会としての結論は、河川管理者のダムの考え方に納得するかしないかということだ。委員会として、代替案を比較検討した上で、ダムを許容することができるのかどうか、その結論を委員会として出さなくてはならない。また、琵琶湖部会としても、ダムの代替案も考慮した上で、河川管理者の説明に納得できるかどうか、結論を出さなければならない（部会長）。
- ・ダムによって、不可逆的かつ致命的な問題が起きる可能性がある。これは非常に重要な問題なので、ダムWGの検討手順として外すことはできない（部会長）。
- ・治水の最終目的がどこにあるのかをはっきりしておく必要がある。議論しやすい流量や雨量に特化した審議になりがちだが、「社会的な被害」という面から治水政策を考えないといけない。「人命を失わない」「床上浸水ではなく床下にとどめる」「破堤しないように堤防を強化する」「越水による浸水被害から生活を再建していくための補償」といった社会経済的な面にまで踏み込んだ議論をしていきたいと思っている。
- ・現段階では河川管理者だけでは決められない、他省庁や自治体との連携等が必要な問題が多くある。提言ではそういったことにまで踏み込んで意見を述べた。最終的な委員会の意見書でも、同じように踏み込んだ意見を述べる必要があるのかどうか、委員会で議論しておく必要がある（部会長）。

○ダムWG・SWG報告に対する意見等

- ・ダムは治水目的を達成するための手段。その治水目的を達成するためにどの手段を選ぶのが最も適切かどうかという観点から議論していく必要がある。
 - ←第1回3ダムWG 資料1-5「丹生ダム・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発について」の「効果があると考えられる事項」欄をご参考頂きたい。ダムを実施すると決めたわけではないので、「目的」ではなく「効果」としてまとめているが、この欄の記述を委員の言う「目的」と考えて頂いても構わないだろう（河川管理者）。
- ・3ダムSWGでは、琵琶湖の水位低下抑制についても検討が行われた。琵琶湖の水位低下抑制は、ダムによってではなく、洗堰の水位操作改善によって解決していくべきというのが3ダムSWGでの主要な意見だった。
 - ←琵琶湖河川事務所の水陸移行帯WGで、環境の観点から水位操作について検討をしている。水位操作と制限水位は非常に長い時間をかけてようやく合意したもので、これを変更するためには行政的な手続きと調整が必要になり、すぐに変更するわけにはいかないだろう。しかし、現状のままでよいとは思っていな

いので、環境・治水・利水の観点から、水位操作がどうあるべきか、勉強をしている（河川管理者）。

- ・ダムWGの議論は論点が絞りにくい。ダムWGでは、治水を中心に議論すべきだ。すべてを同じように議論してはいけない。
- ・ダムが環境に与える影響がよく分かっていない状況で、ダムWGの結論が出せるのか心配している。
- ・対象とする降雨の規模を、既往最大実績洪水とするのか、あるいは既往最大雨量の降雨パターンによる引き伸ばしとするか。異常降雨が頻発しているのは確かだが、仮定の降雨を考えはじめるときりがなくなる。既往最大の実績洪水を対象に危険箇所の堤防強化や河道拡幅で対応すれば洪水の危険性は抑えられる。20～30年の整備計画であれば、まずはこれを緊急的に実施してもらうよう、意見していくべきだ。
- ・条件付きで、既往最大の実績洪水を対象とすべきだと考えている。過去において実績洪水で起きた被害を、水量ではなく、死者や壊滅した家屋の数、水に浸かった水田の面積等、現場の社会的被害がどの程度だったのか、精査しながら決めていくべきだ。その結果、壊滅的な被害が発生してしまい地域生活が保全できないような場所については、引き伸ばし降雨を対象とする必要が出てくるだろうと思っている。
- ・琵琶湖周辺の既往最大降雨である明治29年の降雨については、シミュレーションに必要な下流域の水位や水量が分からないため、既往2位の昭和36年の降雨を対象にして検討が進められている。仮想でもよいので、明治29年の降雨についてもシミュレーションを実施してみて、ダムができればどれだけ被害が減少するのか、示して欲しい。

③その他

○河川整備計画進捗状況報告に関する意見交換

河川管理者より資料3「河川整備計画進捗状況 報告資料」を用いて説明が為された後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」のとおり、決定した。主な意見は次の通り。

- ・P9に専門家からのアドバイスとして「県管理区間の植生を抜根し土砂供給を行い、伏流水を防止すれば河床安定が図れるのではないか」とあるが、これには「川が川をつくる」という視点が抜けている。複数の専門家に意見を聞いてみて欲しい。
- ・P7は、河床が安定している方がよいという書き方になっているが、場所によっては、そうでない場合もある。また、P31では「判明」という言葉が使われているが、以前から分かっていることなので、「判明」は使わない方がよい。また、滋賀県との連携については、直轄地域以外でも進めて欲しい（部会長）。
- ・県管理区間との連携はどの程度進んでいるのか。例えば、高時川の河道内樹木の伐木ではどのような具体的な連携が行われているのか。

←まずは、直轄としてやるべきことをやる必要があると思っている。直轄区間で

何をすべきかを明らかにして、それを県に伝えながら、連携していこうと考えている。河川保全利用委員会でも、県との連携について、河川区域外も含めて意見を頂き、連携できるものがあれば調整を図っていきたいと考えている（河川管理者）。

- ・河川レンジャーについては、気長に確実に地域のキーパーソンを発掘して、一緒にやっていって欲しい。県や市町村の中には、すでに活動しているところもあるので、上手く連携して、河川レンジャーの仕組みを動かして欲しい。
- ・節水に関するラジオCMの説明があったが、内容について、少し見直した方が良い。
「人間にしかできない」というナレーションの直後に「国土交通省」が続くと、国土交通省にしかできないと受け取られかねない。
- ・水位低下の影響として、水ヨシが陸ヨシになってしまう例もある。水陸移行帯の重要な働きが失われてしまうそれもあるので、この影響についても検討して欲しい。
- ・水需要の精査確認は、ダムWGの検討に間に合うのか。
←相手のいることなので、確実なことは言えないが、ダムWGの審議に間に合うよう努力していきたい（河川管理者）。

3. 今後のスケジュールについて

今後の琵琶湖部会のスケジュールについて意見交換が行われ、「1. 決定事項」のとおり、決定した。主な意見は次の通り。

- ・琵琶湖部会として、どのような判断をして、最終的な意見書をつくるべきか。その際には、琵琶湖部会の意見書が非常に重要になってくる。琵琶湖部会の意見書では「長期にわたって影響が出てくる琵琶湖特有の問題について十分配慮した計画の検討を進めるべきだ」と述べている。琵琶湖部会としては、この意見書と河川管理者の説明資料とのギャップや事業の進捗度合いについてどう考えるのかを議論し、最終的な意見をまとめていけばよいのではないかと考えている。
- ・水位操作と琵琶湖沿岸の問題は、琵琶湖部会で集中的に議論しなければならない問題だ。琵琶湖河川事務所の水陸移行帯WGでは、この問題について検討が進んでいるとのことなので、ある程度のまとめを提出して頂いて、12月頃に集中的に議論をしたいと考えている。よろしく願いたい（部会長）。
- ・琵琶湖部会と3ダムサブWGを合同で開催したほうがよいと思っている。特に異存がなければ、合同で開催する方向で考えさせていただきたい（部会長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・本日のダムに関する議論は非常に残念だった。委員会がはじまってすでに4年が経過しているにもかかわらず、あの程度の議論をしてはいけぬ。先日の余野川ダ

ムの住民説明会で一般傍聴者から「ダムをつくるか作らないか、早く決めて欲しい。作らないなら補償交渉をはじめる」という意見が出ていたが、ダム建設を4年もストップさせておきながら、この程度しか議論が進んでいないのでは話にならない。委員の理解にも大きな格差がある。もっと勉強してほしい。

- ・河川管理者から利水の精査確認がいまだに出されていない。河川管理者には権限があるのだから、利水者に対して「いつまでに出さなければ、前回と同じと見なす」というように強く言っていくべきだ。

淀川水系流域委員会 第29回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2004年11月8日（月）13：30～16：50

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海

参加者数：委員 21 名、河川管理者（指定席）15 名

一般傍聴者（マスコミ含む）75 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項

2. 審議の概要

①ダムに係る検討と意見交換

○高時川・姉川の治水対策について

○今後のダム検討の進め方・考え方について

○ダムによる環境への悪影響について

②具体的な整備内容シートに関する検討、および事業の進捗点検に関わる検討

○意見作成手順について

○「科学者パネル」について

③琵琶湖の水位操作について

3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

・ 次回の琵琶湖部会は、12月15日 16：00～19：00 ピアザ淡海で開催する。

2. 審議の概要

①ダムに係る検討と意見交換

水山サブWGリーダーより、丹生ダムに関する検討内容を中心に報告がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○高時川・姉川の治水対策について

- ・ 河川管理者が説明した「姉川・高時川の治水対策」は、ダム＋αが効果的という内容だった。しかし、従来型の検討が中心で、実態に即した検討ではないような印象を持った。河川管理者には、環境も含めた新しい河川整備の在り方を示して欲しかった。
- ・ 整備計画基礎案には、「破堤の回避」と「自分で、みんなで、地域で守る」とあるが、河川管理者から示されるのはハードによる対策案ばかりだ。円山川の浸水被害の4割は流域対策で防げたとも言われているが、河川管理者は、流域対策を実施していく気があるのか。また、高時川流域は、昭和に入って破堤による犠牲者は出ていない。唯

一、土砂災害によって犠牲者が出ているが、これはダムでは防げない。河川管理者は、被害の履歴や実態をどの程度まで考慮して総合対策を考えていくつもりなのか。

←滋賀県は、資料 2-3 P 39 にあるように、水害に強い地域づくりを目指すため、水防活動・避難誘導體制の強化を図っていこうとしている。水害に強い地域づくり協議会については当初は国だけで進めていくつもりだったが、県も真剣に考えたということで、国と県が協同で事務局を担当し、鋭意、意見交換をしながら検討を進めている（河川管理者）。

- ・高時川の治水対策として上げられている放水路案は、「河川環境の喪失」を理由の 1 つにして、現実的ではないとされている。しかし、その一方で、ダムによる環境喪失には触れられていない。

←今回の説明では不十分な面があったかと思うが、当然、ダムによる環境への影響を前提に考えている。ダムによる影響については、これまでに資料として示しているので、今回は特にポイントを絞った説明をした（河川管理者）。

- ・滋賀県案では、今後 20～30 年は戦後最大の洪水を対象にしている。戦後最大の洪水であれば、ダムでなくても対応できるのではないか。

←戦後最大を対象にするのであれば遊水地や河道対策で一定の効果があるということとはすでに述べている通りだ。しかし、例えば遊水地であれば 20 年ほどかかってしまい、時間的な観点から見れば、この地域にとって時間がかかりすぎだという評価をしている（河川管理者）。

- ・遊水地は管理の方法によって効果が変わってくるのではないか。土地を買い上げて普段は空き地にしておくという方法もあれば、被害額に応じて補償をするという方法もあるだろう。そういった観点からの検討は行っているのか。

←遊水地のパターンには 2 つある。1 つは、国が遊水地を買い取って空にしておく方法で、考え方としては平地のダムと言えるだろう。もう 1 つは上野遊水地のように、普段は水田として利用し、河川の水位が一定の時に達した場合に水を流れ込ますパターン。今回の検討では、後者の方法で考えた（河川管理者）。

- ・来年、どんな災害が起こるか、分からない。どんな方針になるにせよ、今できることはすぐに始めないといけない。高時川の場合は、河道内樹木の伐採だろう。長期的に考える必要もあるが、やれることはやっていくということで、まずは伐採をすべきだ。

○今後のダム検討の進め方・考え方について

- ・ハード的な対応でどこまでは補償し、それ以上はソフトで対応するという考え方があってもよいと思っている。現象の頻度や規模にあわせてハードとソフトの守備範囲を決めた方が議論しやすくなるのではないか。ハードだけで全てに対応するのは現実的ではない。また、安全度を大きくとった計画規模ではいつまで経っても完成しない。最終的な目標と当面の目標を分けて考えるのが大切だ。
- ・ダムによる不可逆的な影響が出ないようなやり方は検討していくべきだ。

- ・ダムによる対応ではなく、破堤しないように堤防を強化し、水が溢れた時には住民側で対応するというのが、これからの基本的な考え方だ。
- ・確かに堤防強化は重要だが、実行に移したとしてもかなりの時間がかかる。一瞬で完成するというイメージを持つのは危険だ。10年でダムが完成できるなら、まずはダムをつくり、堤防強化がある程度進んだ時点でダムを壊すという考え方があってもよい。
- ・破堤させないという観点から見れば、そのための堤防補強手法はすでに存在している。矢板もその1つ。矢板の問題点として堤防強化検討委員会で指摘されたのは、サビだが、100年2ミリ程度を見込んでおけば大丈夫だろう。また、地震によって隙間が生じそこから水が入り込むのではないかというものだが、矢板は建物の基礎にも使われており、地震によって基礎と周辺地盤に隙間ができたという話はあまり聞かない。河川管理者は技術があるにもかかわらず、チャレンジしようとしていない。中国では矢板やセメントによる堤防補強は標準工法として採用されている。円山川で破堤寸前の所までいった箇所はずいぶんたくさんあったにもかかわらず、河川管理者はまだ重い腰を上げようとしていない。もっと真剣に考えて頂きたい（ダムWGリーダー）。
- ・ダムをつくらざるを得ないなら、治水専用の穴開きダムができないか。使うのは数十年に1度程度。その間に堤防補強とソフト対策を進め、最終的にはダムを壊すといった、長期的にはダムをなくすやり方を考えている。
- ・安曇川の上流である芹川では治水目的の穴開きダムの計画になっている。環境に優しいと言うことが売りになっているが、魚は移動できるが、水生昆虫が移動できないのが問題になっている。
- ・河川管理者の検討結果で用いられている数値や図は非常に影響力を持つものなので、責任のある出し方をして欲しい。ある部分では非常にしっかりした数字が出されている一方で、ある部分はいい加減な数字が出されている（例：農水の取水量を1/2で検討している等）。

○ダムによる環境への悪影響について

- ・ダムが環境に与える悪影響をクリアするための、ダムの構造と運用を考えて欲しい。必ず考えられるはずだ。それが考えられない限り、治水上どうしてもダムが必要だとしても、ダム建設に向かって動いていくことはないだろう。
- ・自然環境に対して、ダム建設が良好な結果をもたらした例はもちろん、悪影響を与えなかったと判断できる例を寡聞にして知らない。しかし、悪影響は枚挙にいとまがないほどある。長良川河口堰1つとっても20や30の例は簡単に思い出せる。ダム建設の影響は国土交通省や水資源機構も多くの事実を知っているはずだろう。また、下流に対する悪影響はどれほど大きく見積もったとしても、実際にはそれ以上の影響が出るというのがこれまでの実情である。河川法が今のように治水、利水、環境を目的としているのではなく、「環境に配慮しつつ」となっていたとしても、河川環境に対して個々のダムが与える悪影響がどれほどであるか、どういう悪影響は仕方がないのか、

どこまで影響を減らせるのかといったことが明白に示されなければ黙認することはできないというのが、提言以来の基本的な考え方だ。その場合には、達成率と改善率はまったく違うものだという認識を持って議論しなければならない。以前に較べてどれだけ良くなったか（改善率）ではなく、ダムや堰が全くなかった状況を100%としてどれだけ達成できたか（達成率）が議論の対象となる。河川管理者がどうしてもダムをつくらなければならないと考えた時には、納得させて頂けるよう、明白に理屈が通る形で示してほしい（部会長）。

- ・ダムが環境に与える影響について整理している。大きく8つある。1.水質・水量への影響 2.水環境への影響 3.季節変動への影響 4.土砂移動への影響 5.栄養塩類への影響 6.生態系への影響 7.河川利用形態への影響 8.地域経済への影響。よりよい検討結果を出すためにはできるだけチェックはすべきだ。

②具体的な整備内容シートに関する検討、および事業の進捗点検に関わる検討

中村委員より、資料1-1「意見書の基礎案及び事業進捗への反映に関する委員からの意見」、資料1-2「整備内容シートに関する委員からの意見」、資料1-3「琵琶湖部会作業検討会の結果報告」を用いて報告がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○意見書の作成手順について

- ・整備内容シートへの意見をどのようにまとめるか、まだ決定していないが、個人的には、流域委員会が提出した意見書の体裁を倣って、以下のように時系列的にまとめればよいのではないかと考えている（流域委員会意見書 意見書1Ⅱ「基礎原案に係る具体的な整備内容シートに対する意見」の体裁を参照）。

基礎原案に係る具体的な整備内容シート（河川管理者）



意見書（流域委員会）



基礎案に係る具体的な整備内容シート（河川管理者）



河川整備計画進捗状況（河川管理者）



◎今回提出する意見（流域委員会）

庶務は、上記のとりまとめに必要な作業（意見提出フォーマットの作成、基礎原案と基礎案の変更点明示、委員や一般からの意見整理、基礎案や整備内容シートに記載のない事項への意見整理等）を進めておくようお願いする（ダムWGリーダー、部会長）。

- ・整備内容シートに対する委員意見のとりまとめは、江頭部会長代理と中村委員にお願いしたい。この他に、基礎案に対する委員意見のとりまとめについては、委員会として議論するが、琵琶湖部会としての意見とりまとめは、中村委員にお願いしたい（部

会長)。

- ・整備内容シートの事業進捗状況報告(実施7項目 調査・検討7項目)については、現在、分担をして意見を書いてもらっているので、琵琶湖部会委員に確認頂き、意見を出して欲しい。また、基礎案に意見書がきちんと反映されているかどうかについては、基礎原案と意見書と基礎案の対比シートを参照しながらチェックして欲しい。

○「科学者パネル」について

- ・客観的・中立的に琵琶湖への長期的な影響を判断するための「科学者パネル」が必要ではないか。琵琶湖部会の他に、琵琶湖河川事務所の「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」における「WG」がある。しかし、どちらも河川管理者が提示した調査結果について議論するだけで、不可逆的な環境への影響について突っ込んだ議論ができてない。「科学者パネル」をきちっと位置付けた方がよい。
- ・琵琶湖の水位について検討していく上で、科学的知見が必要になってくる。「科学者パネル」は設置すべきだ。
- ・河川管理者から丹生ダムの影響について調査結果を出してもらったが、琵琶湖の場合は、さまざまなことが並行して起こっている。土地利用の変化、水需要の変化、温暖化に加えて、ダムが建設されると、ダムが地域環境全体に大きなインパクトを及ぼすトリガーになりかねない。予防原則に則ってどのように考えていくべきなのか。仮に事業を進めるにしても、不可逆的な問題が出ないようにどのようにモニタリングをしていくか、考えておくべきだ。
- ・「専門家グループ制度のWG」と流域委員会との関係はどのように考えればいいのか(部会長)。
 - ←「専門家グループ制度」やその「WG」は一時的に河川管理者が課題だと考えていることに対し環境の観点でアドバイスを頂くために事務所長が設置させて頂いた。WGにおいて得た情報は琵琶湖部会に出して、意見をいただきたいと思っているが、今の段階では検討過程であり、部分的な情報提供にとどまっている(河川管理者)。
- ・淀川には、淀川河川管理者事務所による「淀川環境委員会」がある。淀川部会とは、別々の組織だが、兼務している委員もあり、うまく連携できている。
- ・「専門家グループ制度のWG」は河川管理者が設置したものだが、河川管理者の意向とは独立的にやっている。しかし、次の流域委員会に移行するにあたって、「専門家グループ制度のWG」がどのように位置付けられるのか、明確にしておいて頂きたい。
- ・委員会は河川管理者の調査結果に対して、自ら調査・研究して委員会としての見解を示すことはできなかった。委員会は自ら調査できる「科学者パネル」を持つ必要がある。
- ・「専門家グループ制度のWG」は、独自に調査することでできず、河川管理者へのアドバイスにとどまっている。しかし、人的・予算的に考えれば、自ら調査する機関を作ることができるかどうか、難しいのではないか。

- ・専門家に議論してもらって、委員会にレポートしてもらうという形の方が現実的ではないか。
- ・「科学者パネル」については、次回、もう一度議論することにしたい（部会長）。

③琵琶湖の水位操作について

河川管理者より資料 2-4「琵琶湖で生息生育する生物の生息生育環境を修復するための琵琶湖水位操作」を用いて説明がなされた後意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・本日の説明は不十分だった。次回以降、もう一度、説明し直して頂きたい（部会長）。
- ・琵琶湖の水位はどうあるべきか、委員任期中に考えて頂き、積み残しが出るようであれば、次の委員会で何を考える必要があるのか、意見を言わなければならないと思っている。この件については、「専門家グループ制度」の水陸移行WGメンバーでもある嘉田委員と西野委員にまとめて頂くことになっていたと思うので、12月の琵琶湖部会で議論ができるよう、ぜひとも、よろしくお願いしたい（部会長）。
- ・水位操作の検討を行うために、河川管理者には、どういう議論を経て琵琶湖の制限水位が決定したのか、公開して頂きたい。上下流が、治水・利水のどの妥協点で合意に達したのか抜きには議論ができないので、ぜひ公開して欲しい。
- ・事例2には「琵琶湖水位操作変更」と書いてあるが、これは操作規則の変更が必要ということなのか、現行の範囲内で運用可能ということなのか。
←事例2は制限水位を変更する案となっている（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・平成6年の渇水では、琵琶湖水位が-1.23mまで低下した。昭和14年は平成6年よりも降雨量が多いにもかかわらず、-2.0m近くまで水位が低下するという河川管理者の渇水シミュレーションはおかしい。また、平成6年の大阪市と大阪府の取水量は320万m³、平成13年の大阪市と大阪府の給水量301万m³となっており、この数値から見ても河川管理者の渇水シミュレーションは信用しがたい。
- ・塔の島地区の1500m³/s整備の根拠となっている琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について、河川管理者は琵琶湖のピーク水位と浸水戸数の示しているだけで、水位低下のスピードと浸水被害軽減の効果を示していない。琵琶湖水位0.3~1.5mで発生する浸水被害について、5~10cm刻みの精密な検討を行い、農地や宅地の浸水面積の変化と被害額を示さなければならない。河川管理者は琵琶湖浸水被害が何cmから発生すると考えているのか。
- ・琵琶湖の治水、利水、環境をどのような状況にしていきたいのか、よくわからない。琵琶湖総合開発事業の総括がこれからの琵琶湖の問題を考えるとときには不可欠ではないか。

- ・ダムWGの議論が進むにつれて、河川管理者の資料が「ダムでなければどうにもならない」という内容になってきている。午前中に開催されたSWGで「どうしてもダムを作らなくてはならないとなった時は、環境への影響をどのように解消するのか、理路整然と説明し、納得させてほしい」という発言があったが、ダムWGはこの方針を堅持し、検討を進めてほしい。

以上

淀川水系流域委員会 第 30 回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2004 年 12 月 15 日（水）16：05～19：20

場 所：ピアザ淡海 大会議室

参加者数：委員 24 名、河川管理者（指定席）15 名

一般傍聴者（マスコミ含む）68 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 審議の概要
 - ①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換
 - 利水計画について
 - 環境保全・回復のための統合的管理システムの必要性について
 - 他部局や他省庁との連携について
 - ダムについて
 - ダム水源地域の活性化
 - ②琵琶湖の水位操作に関する意見交換
 - 水位操作について
 - ③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換
3. 一般傍聴者の意見聴聴取

1. 決定事項

- ・ 次回の琵琶湖部会は、1 月 8 日午後と 9 日を候補に日程調整を行った上で、開催日を決定する。
- ・ 「他省庁や府県との連携」や「統合的管理システム」について、琵琶湖部会として特に意見を提出する。意見（案）作成は、中村委員と江頭委員が担当する。
- ・ 資料 3-2-1 と資料 3-2-2 を統合した「水位操作についての意見書（案）」を作成して各委員に送付する。これに対する意見は 12/20 までに提出する。意見のとりまとめは嘉田委員が担当し、次回の琵琶湖部会で最終的な議論をする。
- ・ 資料 2-2「整備計画基礎案についての委員からの意見」（整備内容シートと事業進捗状況への意見）への追加的な意見があれば、12 月 22 日を〆切に提出する。意見とりまとめは江頭部会長代理が担当する。

2. 審議の概要

①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換

委員より、資料 1-1「基礎原案に対する意見書に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、資料 1-2「意見書の基礎案への反映に関する委員からの意見」、資料 1-3「琵琶湖部会・第 1 回作業検討会」を参考に説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

(中村委員のコメント)

琵琶湖部の意見書のうち、「2.4 河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」の「a 統合的管理システム」および「b 水質保全対策」、「3.2 さらに検討・追求を促す点」の「b 他部局、他省庁等との連携について」および「d 住民や地域社会との協働」については、基礎案に十分に反映されているとは言えない。特に、琵琶湖部会意見書の琵琶 9 で検討を促す点として挙げている「(5) 水需要の精査に基づく利水計画」「(6) ダム水源地域の活性化」「(7) 他機関の所管するダムと整備計画とのあり方」については、基礎案に反映されていない。これらについて、琵琶湖部会で議論をしておく必要がある。

○利水計画について

- ・基礎案では、滋賀県の利水安全度低下に関する懸念（湖北地域の用水需要について水位低下を懸念）と流域委員会意見書（ダム代替案の検討、水需要の精査に基づく利水計画、利水振替）を、河川管理である国土交通省がどのように整合させていくのか、明らかになっていない。この点については、滋賀県との連携を進めた上で水需要管理という立場に立って、節水型の農業を考えるべきで、利水安全度確保を目的としたダム建設には行かない方がよいという意見が委員から出されている。この意見だけでよいかどうか、琵琶湖部会で確認しておく必要があるのではないか。
- ・高時川や草津川では、利水用途が多岐にわたっており、地域の文化にも深く関わっているが、用途の現状を把握できていない。利水用途の振替について検討するなら、まず、現状を把握しておく必要がある。

○環境保全・回復のための統合的管理システムの必要性について

- ・水系全体の見据えた統合的管理を考えておいた方がよい。次の流域委員会で常時現場を監視・管理できるような体制を実現するための検討が必要だ。
- ・水質管理協議会の流域委員会との関係を、しっかりと位置づけておく必要がある。
- ・水質管理協議会のような協議の場を河川管理者に求めるのは難しいかもしれないが、情報の収集・共有については河川管理者が主導的にやっていける部分だろう。それぞれの機関が有している琵琶湖の情報を継続的に収集していくための検討をお願いしたい。
- ・琵琶湖は特別な「河川」なので、「琵琶湖の環境の保全・回復のための統合的管理システム」について、琵琶湖部会から意見していくということはあると思う。琵琶湖部会として意見（案）を中村委員に考えていただき、それを委員会でも取り扱ってもらいたいことにしたい（部会長）。

- ・統合的管理システムについては、委員会として受け止めて意見を述べる必要があると思っている。ただ、「言い放し」になる可能性もあるので、実現性について河川管理者とよく話し合っておく必要がある（委員長）。

○他部局や他省庁との連携について

- ・委員会の提言や意見書で「他部局や他省庁との連携が必要」としたが、河川管理者は大変苦勞をするだろう。流域委員会の意見書を河川管理者にどのように引き継いでいくのか、今後の委員会の課題の1つだろう。
- ・琵琶湖の水位操作については府県との協議が必要になってくるため、琵琶湖部会として「他部局や他省庁との連携」に関する意見を出すのはとても重要なことだ。
- ・委員会においても広い意味で「他省庁や府県との連携」については指摘してきたが、特に琵琶湖では、府県や他省庁とうまく連携していかなければ、琵琶湖の保全はできない。琵琶湖部会として特に意見を述べる事にしたい。中村委員と江頭委員に意見（案）作成をお願いしたい（部会長）。

○ダムについて

- ・ダムWGで個々のダムについて議論をしているので、特に琵琶湖部会として12/20の委員会に出す必要がある意見があれば、ぜひ議論をお願いしたい。
- ・基礎案では既存のダムが琵琶湖の環境に与える影響について全く検討されていない。意見書の中でも今後、検討していかなければならない。

○ダム水源地域の活性化

- ・ダム水源地域の活性化については、ダムWGでも議論をしていくということになっているが、琵琶湖部会として丹生ダム水源地域の活性化について議論をしておく必要はあるだろう。

②琵琶湖の水位操作に関する意見交換

委員より、資料3-2-1「琵琶湖水位について」、資料3-2-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）（全体について）」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○水位操作について

- ・宇治川の危険性については同感だ。塔の島地区の1500m³/s整備は、宇治川の治水安全度を高めてからでなければならないと考えている（委員長）。
- ・宇治川は、洪水時には三川合流地点のバックウォーターになる。宇治川周辺に街が密集しているのは大変危険だ。
- ・浸水被害には、財産被害と人命被害がある。財産被害に対しては補償的な対応が可能だが、基礎案では、そういった代替案の検討は希薄だった。補償による代替案を意見書の中でどのように位置づけるのか、議論しておいた方がよい。
- ・水位操作と異常渇水時の水位低下については、議論ができていない。河川管理者からは、

ダムからの補給水によって渇水時の水位低下を回復する案が出されているが、これについて議論できないか。

- ・琵琶湖の水位を高く保てば、湖岸域の浸水や流入河川の氾濫が問題となってくる。水位操作の報告書では、湖岸域の治水についても考慮して頂きたい。
- ・水資源機構の資料を見た限りでは、水位操作を元に戻せば、異常渇水時の水位低下の心配もなくなるのではないかという感想を持った。
- ・資料 3-2-2 で提案されている湖岸遊水地については住民の理解を得るのは非常に難しいだろうが、住民に実態を知ってもらうことが大切だ。関係者間の協議の中で、いろんな意見が出てくるようにお願いしたい。
- ・遊水地に関しては、ダムWGにおける検討との整合性についても考慮する必要がある。
- ・河川整備計画は今後 20～30 年を対象としている。洗堰の水位操作や遊水地についても、長いスパンで考えていかないといけない（部会長）。
- ・資料 3-2-1 と資料 3-2-2 を統合した「水位操作についての意見書（案）」を各委員に送付するので、12/20 までに意見を頂きたい。意見のとりまとめについては、嘉田委員にお願いし、次の琵琶湖部会で最終的な議論をする（部会長）。

③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換

委員より、資料 2-1「琵琶湖部会・第 2 回作業検討会の結果報告」、資料 2-2「河川整備計画基礎案についての委員からの意見」を用いて説明がなされた。

- ・資料 2-2 に関しては、追加的な意見があれば、12 月 22 日をメ切に、庶務を通じて江頭部会長代理に意見を提出いただきたい（部会長）。

3. 一般傍聴者の意見聴取

一般傍聴者 3 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・河川管理者より、ダムからの補給水による異常渇水時の水位低下抑制効果について、検討結果が示されているが、琵琶湖部会でもダムWGでも、十分な検討ができていない。流域委員会が河川管理者の検討結果を受け入れるのか、あるいは、新たな代替案を提示するのか、よくわからない。水位操作についての意見書では、委員会としての意見を入れ込んでほしい。
- ・河川管理者は、異常渇水時の水位低下抑制対策として、丹生・大戸川ダムからの補給案を示しているが、ダム以外にも有効な代替案が 4 つある（参考資料 1-544）。特に大川の維持流量カットは大変有効な代替案である。また、河川管理者の異常渇水時のシミュレーションの根底にある「近年の少雨化傾向」という認識自体に誤りがある他、甘い維持流量カット、実質的にはゼロの取水制限、木津川・桂川の流入を見込んでいない等を見直せば、異常渇水時の琵琶湖水位－150cm はクリアできる。
- ・塔の島地区 1500m³/s 事業に対して、資料 2-1 で「歴史的文化財、景観の保全を十分に

尊重すること」と記述されているが、より直接的に「自然景観や歴史的景観の保全を前提に」といった記述をお願いしたい。

以上

淀川水系流域委員会 第 24 回淀川部会 結果概要

開催日時：2004 年 8 月 25 日（水）13：00～16：15

場 所：京都リサーチパーク 西地区 4 号館地下 1 階 バズホール

参加者数：委員 11 名、河川管理者（指定席）30 名

一般傍聴者（マスコミ含む）93 名

1. 審議の概要

注） 発言内容の冒頭の記号は、以下を意味しています。

部）：部会長 ・：その他委員 ←：河川管理者 傍）一般傍聴者

※配布資料についてはホームページを参照して下さい。

※発言内容の詳細については、議事録をご覧下さい。

①川上ダムについて

榊屋リーダーより、川上ダムサブWGにおける検討経過の報告が行われた後、資料 1-3「川上ダムの効果について」を参考にしながら、3つの論点について議論が行われた。

○論点 1 対象降雨 ○論点 2 浸水被害の評価基準 ○論点 3 破堤開始水位

○論点 1 対象降雨

対象降雨として、昭和 28 年（5313 降雨）の実績降雨と昭和 40 年（6524 降雨）の引き延ばし降雨の 2 ケースを用いて、川上ダムの浸水被害軽減効果の検討を行っているが、実績降雨で検討を進めるべきだ。

19mm という実績の雨はあるが、最大の洪水流量をもたらした時の雨は 299mm である。実績としては 319mm の雨があるが、たまたま集中的な降雨ではなかった。しかし、昭和 40 年の 24 号のような集中的な雨の降り方がないとは言えない。計画していく上において、実績の雨が 299mm、あるいは 319mm という実際に降った雨があり、それを一つのベースに計画降雨として考えた。そのときに、雨の降り方によってその流出量は違ってくるため、そういうことにも用意をして、それに対してどういうふう守っていくのかを考えていかなければならない。実績だけで対応していけば、それ以外のパターンが来たときには対応できないということになるのではないか。そういう意味合いで、当流域に大きな洪水をもたらした上位 10 個の洪水を選び、その 10 個雨の降り方を考慮して、計画降雨としては 299mm を前提に、実績の降雨パターンをそこまで引き上げてシミュレーションを行っていくべきではないかという考え方で今まで来たということである。（河川管理者）

- ・ 委員会は、対象降雨を既往最大にすべきだと考えている。もちろん、さまざまな降雨パターンで検討を進めるべきだとは思いますが、引き延ばし降雨を対象にして実際の計画を立てるべきなのか、疑問に思う。委員会と河川管理者では考え方が大きく違っているため、これ以上議論をしても平行線を辿るだけだろう。委員会としては、河川管理者に「実績降雨で検討すべき」と意見する他ないだろう。
- ・ 5313 降雨の降雨確率は 1/27 年と算出されているが、これを 2004 年までの実績で、再度、算出し直して欲しい。おそらく、より安全な数値になるだろう。
- ・ さまざまな降雨パターンを検討しなければならないのは理解できるが、引き延ばし降雨がダムの規模を算出するための対象降雨となるなら、その妥当性について、考えておく必要がある。河川管理者の説明で十分だとは思えない。ダムの効果を示すために引き延ばし降雨を採用したかのような説明では、説得力がない。こういった資料の出し方には、疑問を覚える。

←計画降雨や対象といったものは、今ご説明しましたような考え方があるが、これはダムを考えたこういうことにするとかいうことは一切考えていない。

下流のために岩倉峡は開削できないという条件がある中で、この上野地域の治水対策をどう考えていくんだということを考えたときに、実績だけの洪水で対応するのがいいのか、やはり過大な評価はいけませんが、今までの実績の雨や実際に起こった雨の降り方というのを考慮しながら、299mm や最大の雨量の 319mm といった雨が起こったという中で当地域の安全度、浸水を守っていかなければならないという考えである（河川管理者）。

- ・ 引き延ばし降雨を用いた検討は、現実の被害を軽減したいという河川管理者の良心と受け取めるべきだろう。また、堤防強化によって破堤しない堤防ができれば、越水による浸水被害が中心となるので、越水被害にどう対応していけばよいかを追求していけばよいと思う。上野遊水地（900 万 m³）と堤防強化を組み合わせれば、ダムなしでもやっていけるだろう。

部）対象降雨に対する河川管理者の考え方はよくわかった。どの降雨を中心にして、ダムの必要性を判断するかは、委員会が考えていけばよいことだろう。

○論点2 浸水被害の評価基準

浸水被害の程度を評価する際には、家屋の浸水戸数と浸水深だけでは不十分だ。他にどのような判断基準が考えられるのか、議論をすべきだ。

- ・ 資料 1-3 の氾濫解析では、45cm を境に床上・床下浸水を区分けしているが、床上・床下の区別が、人命被害の有無を判断する目安に成り得るのだろうか。他にも、流速や傾斜角も判断基準の 1 つだと考えられるが、河川管理者は人命被害の判断基準を持っているのか。

←氾濫解析の際には、流速も勘案して計算を行っているが、流速を人命被害に結

びつけることまでは行っていない。現在のところは、浸水戸数、浸水深、浸水面積以外に思いつかない（河川管理者）。

←床上・床下浸水の評価基準である 45cm という数値は、治水効果を検討する際のマニュアルで定められた数値であり、これに基づいて検討を行った。また、浸水の継続時間は、浸水が発生してから水が引くまでの時間を計測すればよいので、示すことは可能だ（河川管理者）。

・おそらく、ひざ下の水位、流速 1.5～2.0m/s 程度で流されてしまうだろう。土石流であれば、また話は違ってくるが、過去の経験から決めていけばよい数値ではないか。

・人的被害は、被害額の中でどのように評価しているのか。

←人的被害は、被害額として換算していない。その他、物的被害については、マニュアルに従って、被害金額を積み上げている（河川管理者）。

部）被害額の算定方法や基準については、資料を提出して、説明して頂きたい。

部）浸水被害を評価するための要素として、家屋以外の評価も考えていかなければならない。流速まで考慮するのは難しいかもしれないが、被害の評価要素をより具体化していく必要があるだろう。たとえば、浸水面積についても、水田、宅地、工場等の分類を考慮した、よりわかりやすい資料を作ることはできる。

○論点3 破堤開始水位

破堤開始水位として、①計画堤防高一余裕高 ②計画堤防天端高 ③破堤しない（越水する）の3ケースを用いて検討されている。各ケースを実現するための条件を検討していくべきだ。

部）破堤する・しないによって、検討結果が大きく違っている。特に、③破堤しないケースを上野地区で実現するための条件が非常に重要になってくる。

←浸透や洗掘は、ここまでの水位に対して堤防がもつかもたないかということが、工学的に出すことができる。しかし、越水に関しては、越水した時に大丈夫かどうかという照査方法、チェックする方法が現時点では我々の中できちっとできていない。現在のところは、3つのケースを用いて検討せざるを得ない状況にある（河川管理者）。

部）破堤による壊滅的な被害の回避を、貯留施設に頼らずに実現するというのが、流域委員会の提言だった。つまり、最大目標である破堤の回避を実現するために、ダムに頼らずに、どういった整備をどの程度実施すればよいのか。ここが一番のポイントになる。ダムの是非を審議する際には、こういった可能性について示してもらわなければならない。現在の河川管理者の説明状況は、非常に残念だ。

・越流堤は破堤しないのだから、本堤でも、破堤しない堤防もつくれるのではないか。

←かなりのコストをかけて、ガチガチに固めればできるだろう。しかし、通常の堤防補強による破堤しない堤防の検討は、まだできていない。破堤しない堤防

については、きちんと考えていきたい（河川管理者）。

←越流堤が壊れた事例はあったように思う。越流堤も絶対ではない。破堤しない堤防は、非常に難しく、なかなか答えが出せないでいるが、今後も検討していきたい。まずは、いまだに堤防が低い箇所や弱い箇所があるので、そこから優先的に補強をしていきたいと考えている（河川管理者）。

- ・これまでの検討は、従来の堤防補強の延長でしかない。現在の堤防には欠陥があり、きちんと検証していかないといけない時期に来ている。

←堤防内部の材質はよくわかっておらず、どういう条件で壊れるのかもわからなかった。だからこそ、現在、地質と基礎地盤を調べた上で、ハイウォーターレベルまでは、安全な堤防をつくろうと鋭意努力をしているという点は、ご理解して頂きたいと思っている（河川管理者）。

- ・福井の災害を見て、あらためて、河川管理者は人間の生命を預かっていると感じた。延々と検討している時間はない。早く検討を進めて欲しい。
- ・河川管理者には、ハイブリット堤防について、明確に「検討する」と断言して欲しい。
- ・ハイブリット堤防を含めて、さまざまなソフト対策もあわせて検討していくべき。
- ・現在の木津川の堤防の評価は出ているのか。

←それはわかるので、必要であれば、説明したい（河川管理者）。

←ダムWGで、河床掘削の可能性について質問を頂いたが、現在検討中である。結果が出れば、早急説明をしたい（河川管理者）。

- ・水を逃がすということも考えておく必要がある。

←相手は自然なので、ソフト面での対応も必要だと思っている。地域と一緒に着実に進めていきたい（河川管理者）。

部）ダムの是非とは関係なく、破堤しないように堤防を強化するのは当然のことだ。

住民は「堤防があるから安全」と思っており、最低限、この住民の一般的な考え方に追いつくよう努力をしていかなければならない。にもかかわらず、河川管理者がいまだに破堤を前提に検討しているというのは、非常に残念だ。本来であれば、破堤を回避できる堤防の工法を確立した上で、審議をしたい。これは、国交省の最大の課題だと思っている。

河川管理者は、破堤しない堤防を実現するための条件を検討して、結果を示して欲しい。また、あらゆる対策で考えて、それぞれの労力と費用と効果を、場所ごとに示して欲しい。今、ダムに対して「NO」というのは、非常に簡単だ。だからこそ、もっときちんと説明をして欲しいと思っている。

②河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について

審議の時間が足りなかったため、次回の淀川部会に延期することとなった。

3 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より発言があった。主な意見は以下の通り。

傍) 資料 1-2 P10 に河川管理者の検討フローが示されているが、このフローの前提条件として、破堤開始水位を明確にした上で付け加えて欲しい。また、堤防強化のコストを強化レベルごとに示して欲しい。

4 今後のスケジュールについて

庶務より、資料 4 を用いて、次回部会の開催日について説明があった。その後、部会長より、今後も月 1 回程度、部会を開催していきたいとの説明が付け加えられた。

以上

淀川水系流域委員会 第 25 回淀川部会 結果概要

開催日時：2004 年 9 月 17 日（金）10：00～13：00

場 所：ぱるるプラザ京都 5 階会議室 A

参加者数：委員 14 名、河川管理者（指定席）17 名

一般傍聴者（マスコミ含む）72 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細の議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 審議の概要

注） 発言内容の冒頭の記号は、以下を意味しています。

部）：部会長 ・：委員 ←：河川管理者 傍）一般傍聴者

※配布資料についてはホームページを参照して下さい。

①天ヶ瀬ダム再開発について

河川管理者より、資料 4-2「天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討（中間報告）」（第 2 回ダムWG）、資料 1-4「大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発の下流への治水効果」（第 4 回ダムWG）、資料 1-1「天ヶ瀬ダム再開発に伴う塔の島地区の河川整備について」（第 2 回 3 ダムサブWG）を用いて説明がなされた後、今本委員より議論のポイントが挙げられ、意見交換が行われた。

○議論のポイント：塔の島地区の 1,500m³/s 整備について

塔の島地区の河床掘削については、景観上の理由から、掘削するべきではないという意見がある。河床掘削の是非については、現在の塔の島地区の流下能力を把握した上で議論をすべきだ。現況の河道で 1,500m³/s 流せば、計画高水位を超えて、余裕高まで食い込んでしまうだろうが、これが河川整備計画として許されるのかどうか。

（意見交換）

○生態系について

- ・塔の島地区の護岸整備が生態系に悪影響を与えたという意見もあるが、護岸には礫が使われており、極端に悪影響を及ぼしているとは思わない。むしろそれよりも、塔の川の導水路付近の水深が深くなっており、川の生き物にとってはあまりよくない。
- ・塔の川の仕切り堤の中は、水草が繁茂しており地元からも苦情が出ている。早く撤去した方がよいのではないか。

←塔の川の仕切り堤については撤去も検討しているが、撤去だけでは 1,500m³/s まで流すことは難しく、掘削が必要になってくる。ただ、掘削をすると塔の川の水面が維持できなくなり、鵜飼いや景観に支障が出るため、最小限の締め切

り堤は残さなければならないと考えている（河川管理者）。

○塔の島地区の堤防・河岸・河道について

- ・塔の島地区の護岸や堤防は土堤なのか。それとも、天端まで整備が完了しているのか。

また、余裕高はどうなっているのか。

←左岸の宇治橋付近は土堤だが、他は全て護岸になっている。土堤部分の余裕高は1.5m。護岸部分は道路面がH.W.L.になっており余裕高はないため、パラペットによって補強している（河川管理者）。

- ・現状の河道でH.W.L.まで流せば1,100m³/sとのことだが、パラペットの高さまで流せばどれくらいになるのか。

←細かい数値は出していない。パラペットは、風浪やうねりによって水が溢れ出ないようにするために設けてあるので、ここまで水位が上がると溢れ出てしまう。なお、資料1-1（第2回3ダムサブWG）は概要であり、詳細については後日示したい（河川管理者）。

- ・左岸の車線を減らしたり、橋脚化等によって、川幅を広げるのは無理か。0.8mも水面が下がると景観はかなり変わってしまうだろう。検討をお願いしたい。

←川幅を広げるとなると、左岸は商店等があるため、右岸の道路側になるだろう。1,500m³/sを流すためには、たぶん道路がなくなってしまうまで川幅を広げる必要があるだろう。道路の橋脚化については、橋脚の本数が増えると思われるため、水がうまく流れてくれるかどうか、よくわからない（河川管理者）。

- ・宇治川に1,500m³/s流すことになると、下流域（山科川との合流地点付近）の安全性に支障は出ないのか。三角州には住宅が建っており、不安を感じる。

←堤防補強については、前河川で検討しており、来月くらいには検討結果を出したいと思っている。今のところ、1,500m³/s整備を実施したとしても、それほど多くの堤防補強が必要になることはないだろうと考えている（河川管理者）。

- ・塔の島地区の流量は天ヶ瀬ダムの放流によって（人為的に）決まるため、堤防の状況を見ながら、流せそうであれば、H.W.L.を超えて、流すといった運用を検討できないか。例えば、余裕高が60cmあるのであれば、40cmに減らして余分に洪水を流すことはできないのか。

←右岸の道路部分には余裕高がない。このため、今回の検討では他の部分と同程度にするために30～40cm嵩上げを行うという前提で検討を行った。これ以上嵩上げをすると、全体を同時に嵩上げしなければならない（河川管理者）。

部）塔の島地区は余裕高のない特殊な地域であるため、H.W.L.を超えて余裕高まで食い込んで洪水を流す検討はできないということだと理解した。

部）越水しても壊れない鉄壁の堤防であれば、天端まで洪水を流す計算をしてもよいだろう。堤防の余裕高まで食い込んで洪水を流す検討ができない理由の1つは、やはり、堤防の信頼度が低いことにある。このため、今後は個別の堤防の強度を検討し

ていく必要がある。

○天ヶ瀬ダム、洗堰の運用について

- ・1,500m³/s を琵琶湖から流すのは限定された時間のため、天ヶ瀬ダムを限界まで運用することで対応できないか。例えば、サーチャージ水位（洪水時に貯めることができる最高水位）以上まで洪水を貯めることはできないのか。

←サーチャージ水位の上に「設計高水位」という本当の限界のラインがある。これはダムから越水しないように洪水を吐き出す非常用洪水吐（ゲート）を運用する上で必要な水位となっている。1,500m³/s を流すためには1時間で500万m³必要になるため、天ヶ瀬ダムの容量を考えると難しい（河川管理者）。

- ・上流は上流の、下流は下流のことをまず第一に考える。河川管理者はこのバランスをとっていかなければならない。例えば、そのための方法として、洗堰の全開操作を段階的に行う等の工夫はできないのか。

←洗堰のゲート調節は非常に難しく、なかなか工夫できない。従って、上流と下流の水位差によって放流量がほぼ決まってしまう（河川管理者）。

○1,500m³/s の算定・根拠について

- ・最近洪水が来ていないため、塔の島地区の流下能力は、古いデータを用いて算定されているのではないか。古いデータを用いると流下能力を過小評価してしまう恐れがあると思う。

←河川管理者もできるだけ掘削量を減らしたいと考えているので、いろいろ考えているが、塔の島地区の場合、平成7年の後期放流で900m³/s 流れており、これを参考に粗度係数を決めて計算を行っている（河川管理者）。

- ・1,500m³/s 流れるとしたときに、三川合流地点の出発水位はいくらで設定しているのか

←三川合流地点の出発水位については、洗堰を全閉した後の全開のタイミングで、下流の水位が下がり始めたときという設定にしてある。ただし、H.W.L.ではなく、計算上の水位を設定して、水面形をつくっている。さらに、出発水位を下げた場合の試算も行ったが、塔の島地区は急に勾配が上がる地点なので、ほとんど変わらなかった。まだ照査はできていないが、でき次第、資料を提出したい（河川管理者）。

- ・1,500m³/s を前提にして検討を行っているが、これを1,200m³/s、1,300m³/s で検討した場合はどうなるのか。そういった検討は行わないのか。

←1,500m³/s を全く見直さないということではないが、これを見直すことになると、上流の滋賀県から「そうであれば全開操作を見直してほしい」といった意見が出てこようかと思う（実際に議会では知事が全閉操作の見直しについて言及された）。宇治や大阪が危険なときに洗堰を全閉にするという操作規則は、悪い表現になってしまうが、実態としては下流のために琵琶湖流域を犠牲にするという操作規則であり、これは滋賀県にとっては苦渋の決断だったと思われる。こういった歴史

的経緯の中で、後期放流で1,500m³/sを流すということが決まってきており、これを1,200m³/sに変更するということになる、これまでの議論が白紙に戻ってしまい、洗堰の全閉操作ができなくなってしまう事態も想定でき、結果としては、宇治も含めた下流の安全度が下がってしまうことにもなりかねない（河川管理者）。

○まとめ

部）塔の島地区の堤防および河岸は、一定の信頼度があり、現況において1,100m³/s流れる能力はあるが、堤防に余裕がない状況となる。ただしこの場合においても、一部の箇所で浸水する程度で、それほど懸念されることではない。塔の島地区についてまとめるとこのようになるだろう。今後のダムWGでは、1,500m³/sの歴史的な経緯や琵琶湖沿岸の浸水被害軽減の必要性も踏まえた上で、塔の島地区の特殊な地理的条件を前提にして議論を進めていく必要がある。

②大戸川ダムについて

河川管理者より資料1-4「大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発の下流への治水効果」（第4回ダムWG）を用いて説明がなされた後、今本委員より議論のポイントが挙げられ、意見交換が行われた。

○議論のポイント

大戸川ダム下流の治水対策を、ダムなしで、ダム有りの場合と同等の安全度が保てるかどうか。また、対象とする洪水を実績降雨とするか引き延ばし降雨とするか。そこで、河川管理者には、将来を見越した土地利用を勘案して雨量から流量に換算したデータを示してもらいたい。また、主な洪水が超過確率で言えば何年に相当するのかを、ダム計画以降の数十年間のデータを用いて、示してほしい。

○対象とする降雨について

- ・資料1-4（第4回ダムWG）の検討結果によれば、5313型降雨（1953年の13号台風時の降雨）の降雨確率1.0倍のケースであれば大戸川ダムは不要であると理解してよいのか。

←5313型降雨の降雨確率1.0倍のケースでは、天ヶ瀬ダムの下流については、天ヶ瀬ダム再開発が行われると、大戸川ダムの効果はないということになる（河川管理者）。

- ・5313型降雨の降雨確率1.0倍のケースで、大戸川流域で浸水被害は発生するのか。

←現況河道であれば、大戸川下流で氾濫するという解析結果が出ている。資料については、後日まとめて、提出したいと考えている（河川管理者）。

- ・大戸川ダムの視察で、5313型降雨の後、多くの農家が地盤の高いところに移転したとの説明を受けた。現況では、氾濫が予想される地域は、ほとんどが農地になっているのではないか。

←集落の移転は江戸時代以降から実施されているが、氾濫予想地域には、今も人

家が密集しているところもある。

- ・氾濫面積と浸水被害はイコールではない。人命被害について、過去の事例をもとにして、検討していくべきだ。

○大戸川ダムの代替案について

- ・大戸川は土砂の流出が多いことで知られているが、現在の河床はどのような状況になるのか。上昇傾向にあるのか。堆砂問題については、十分な検討を行ってほしい。

←現在の河床は、昭和 28 年の多羅尾災害や台風 10 号をピークにして、低下傾向にあると考えている（河川管理者）。

- ・大戸川と瀬田川の合流地点では、河床掘削は行われているのか。瀬田川で実施されている河床掘削と合わせて、大戸川の掘削が行われれば、大戸川の流下能力は向上するのではないか。

←大戸川の河床掘削は、まだ行われていない（河川管理者）。

○大戸川の河川整備の状況について

- ・大戸川流域では、過去に何度か災害に見舞われているが、河川整備は進んでいるのか。ダムが計画された途端、河川管理がないがしろにされるというのは、非常に大きな問題だ。高時川にしても、河道内樹木が放置されている。ダムができるまでに洪水が来る可能性もあるため、ダムとは別にきちんと管理をすべきだ。

←滋賀県の管理区間の河川改修率は、大戸川ダムの計画を見込んでいるため、とても低い（河川管理者）。

- ・大戸川の堤防は、どのような整備状況にあるのか。河川管理者の検討では、滋賀県が管理している区間の堤防については、どのように扱われているのか。滋賀県との協議が進んでいないとすれば、それは大いに反省しなければならない。

←ダムの代替案を考える際には、当然、現況の堤防や河道の評価もしなければならないので、現在、滋賀県のデータ等を収集している。どの程度の検討結果が示せるかについては、滋賀県との協議が済んでいないので、明言はできない（河川管理者）。

部）大戸川ダムの検討をしていくために、河川管理者には、現在の大戸川の堤防の状況、現在の堤防でどの程度の流量に耐えられるのか、被害が出ればどの辺りにどの程度の被害が及ぶのか、といったことがわかる資料の提供をお願いしたい。

○大戸川ダムの有効性について

- ・新潟の洪水では、なぜダムがあったのに洪水を防ぐことはできなかったのか。この問題が解決されないまま、淀川水系の各ダムに議論をすすめてよいのではないのか。ダムがあっても洪水被害が防げないなら、堤防強化を考えていくべきではないのか。

←ダムにも限界があり、これはダムの規模や集水面積や流域の中での位置づけによる。ダムについて説明する際には、ある規模以上の洪水になればダムの効果がなくなるという説明も同時に示している。新潟の洪水では、ダムが満杯になったの

で、ダムの洪水調節機能が果たせなくなってしまった。福井・足羽川には、ダム計画があり、現在、流域委員会で議論が行われている（河川管理者）。

←ダムもハード対策の1つ。他にも堤防補強や河道掘削等の方法があるので、これらを組み合わせていかなければならない。もちろん、ハードだけではなく、ソフト対策（自分で守る、みんなで守る、地域で守る）も合わせてやっていかなければならない（河川管理者）。

←上流域の治水対策を考えていく上で、ハード対策だけでは限界があるが、ハード対策である一定までは安全性を確保し、それ以上については、地域と議論をしてソフト対策でやっていこうという流れで考えている（河川管理者）。

部）新潟の洪水被害は、破堤による壊滅的な被害だ。破堤しなければ、あれほどの大きな被害ではなかった。流域委員会の治水の理念は、この破堤による壊滅的な被害を解消しようということだ。しかし、これまでは、ダムの効果が過大評価され、堤防への役割分担がないがしろにされてきた。現在の堤防でも越水しても破堤しないように強化すれば、多くの被害を解消できるはずだ。やはり、現実の堤防がいったいどのような状況にあるのか。堤防の信頼度の検討がどうしても必要になってくる。

2 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より発言があった。主な意見は以下の通り。

傍）ダムの建設は国交省の管轄だが、ダムの代替案として河床掘削や堤防強化を実施するということになった場合、滋賀県の管轄に移ることになるだろう。その場合、予算や工期の問題から、代替案の実現が非常に難しくなってしまうのではないか。つまり、国と県の守備範囲の違いから、代替案の実現が困難になり、ダムに逆戻りすることがないように、お願いしたい。

3 今後のスケジュールについて

庶務より今後のダムWGとサブWGの開催スケジュールについて説明が行われた後、寺田部会長より「次回の部会では、河川整備計画進捗状況の点検について議論をしたい」との説明が行われた。

以上

淀川水系流域委員会 第26回淀川部会 結果概要

開催日時：2004年10月19日（火）13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ 218階 大会議室

参加者数：委員13名（内メンバー外2名）、河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）75名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項

2. 審議の概要

①河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について

3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・ 次回の淀川部会は11月30日16：00～19：00に開催する。
- ・ 「基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検」については、分担を決めて検討し、次回の部会にて、意見（案）を提出する。次回の部会では、意見（案）について意見交換を行う。

2. 審議の概要

①河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について

河川管理者より資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」を用いて、説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○「治水-1 水害に強い地域づくり協議会」に関する意見交換

（河川管理者のコメント）

水害に対する考え方や取り組みが市町によってかなり差がある。また、今後は住民等との連携も必要になってくるが、具体的な連携の形態が見えてこない。時間をかければ徐々に進んでいくと思うが、他にやることもたくさんあるため、できるだけ効率的に進めていく必要がある。ご意見を頂きたい。

（意見交換）

- ・ 住民に直接働きかけるのは、あまり効率的なやり方ではないだろう。川に関心を持っている組織に働きかける必要がある。また、その一方で、住民主体の組織を育てていくという観点も必要だ。
- ・ 自主防災組織は、ほとんどの市町村にあるが、町内会や消防団が兼ねている場合が

多い。河川管理者は実態を把握するとともに、組織の育成を進めていかなければならない。

- ・ハザードマップと一緒に質問カードを添付したり、駅前で実績洪水の浸水深を表示する等、市町の職員だけではなく、より広範囲の方々に関心を持ってもらうための活動をしていった方がよい。小学校での普及活動も1つの方法だと思う。
- ・住民会議を立ち上げていく際には、行政主導ではなく、住民の中から高い意識を持ったリーダーが出てくるような形が望ましい。そのためには、洪水の経験を持っている方に語り部になってもらって勉強会を開催したり、資料館を積極的に活用する等、現場主義の活動を積み重ねていって欲しい。
- ・街の中小河川の氾濫に対応していくためには、住民間の災害連絡網が重要になってくる。この整備も進めていくべき。
- ・学校を利用して川の生物についてPRする担当者をつくって、地域に広めていくといった活動も考えてみればよいのではないかな。
- ・住民は河川敷の公園やグラウンドは水に浸からないと思っている。地域の住民と洪水について本気で考えていくなら、年に数回程度、河川敷を水に浸けるくらいのことはしないとイケないのではないかなと思う。
- ・行政は地域の災害弱者をほとんど把握していない。まずは、災害弱者の実態を把握して、災害時に実際に連携可能な両隣3軒分程度の連絡網を整備していかないといけない。

○【利用-14 船舶航行環境影響検討】に関する意見交換

(河川管理者のコメント)

昔の淀川の姿を取り戻すためには、舟運の復活は大事なことだと考えている。しかし、河川管理者自身が航行させるわけではなく、舟運復活のためには地域の盛り上がりが必要だ。今後、このあたりをどうしていけばよいか、ご意見を頂きたい。

(意見交換)

- ・水上バイクの利用は、上水への影響を考慮して取水口がないところに限るということになっているが、舟運と上水との関係はどうなっているのか。
 - ←現段階では、舟運による上水への影響は調査できていない。水道事業者との協議も必要となる。今後、解決していかなければならない課題の1つだと認識している(河川管理者)。
- ・かつての舟運は小型船だった。今は河川の生態系が弱っており、大型船では影響が大きい。貨物船のような大型船は避けて、できるだけ小型の船にしてほしい。
 - ←河川にたくさんの船やプレジャーボートが行き交うといったことは考えていない。環境への影響をモニタリングしながら、環境と舟運の共存を考えていきたい(河川管理者)。

- ・水面の規制や取り締りについて、どのように考えているのか。
 - ←現時点では、規制をかけようにも、そのもとになる規則等がない。実際に航行させる段階までには、警察を含めた関係者間できっちりと考えておきたい（河川管理者）。
- ・意見書では環境に配慮した計画を求めているが、河川管理者は船舶による都市交通網の整備や観光面における開発を進めていくという考えを持っているのか。
 - ←河川管理者が自ら航行させるわけではないので、現時点では、どういうものになるかはよく見えていない。ただ、地域が盛り上がり舟運を観光面に活かしていこうという話が出てくることは考えられる。いずれにせよ、水質や生態系等の課題を整理して、航行規則や水質基準を決めていく必要がある。歯止めが効かなくなるようなことは絶対に避けるべきだと思っている（河川管理者）。
- ・伏見では十石船が運航され、観光シーズンには毎日運行されているが、河川レンジャーの取り組みとも連動して、地域の人々が川に親しむことができるような形態を考えていかなければならない。
- ・事業の進捗の点検に対しては、河川管理者が何を求めているのかを考えた上で、意見を述べて欲しい。河川管理者の計画には、委員会の提言とかなり違っている面もある。例えば、災害時の緊急用の舟運整備には異論はないと思うが、観光を目的とした民間船舶が航行するのをどう考えるべきなのか。委員は、感想を述べるのではなくて、河川管理者の計画と提言の内容を見比べながら、意見を述べて欲しい（部会長）。

○【環境-8 横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）】に関する意見交換

- ・海老江地区で干潟を造成している一方で、その上流部にある船着場の栈橋の内側には水が入ってこず、腐りつつある。対応を考えないといけいない。個々の場所で計画を考えるのではなくて、淀川全体で考えなければならない。
 - ←緊急時の船着場として整備したが、もともとある干潟への影響を考慮して、浮き栈橋で対応した。しかし、水の流れが悪くなっているため、淀川環境委員会のご意見を伺いながら、改善策を考えていきたい（河川管理者）。

○【環境-18 縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・効果）（小泉川）】に関する意見交換

- ・小泉川の床止めにはどのような役割があるのか。
 - ←小泉川の河床の方が本川よりも高い位置にあるため、床止めを取り除くと小泉川の侵食が徐々に進んで、橋梁や護岸に影響が出てしまう。これを防ぐために床止めを設置している（河川管理者）。
- ・非常に立派な魚道に思える。もう少し簡単な構造でよいのではないかな。大きな河川

の魚道ではないので、現在の落差工を少し壊し、間伐材等を利用して水の流れが集まるようにすればよいと思う。この案では水の流れが集まらない可能性がある。

←資料のイメージ図は完成直後のもので、植生が増えてくれば、それほどの違和感を感じないのではないかと考えているが、構造等については相談しながら進めていきたい（河川管理者）。

○【治水-12-6 堤防補強（下津屋地区）】に関する意見交換

- ・資料 1-1 P30 の下図には、平水時の水位も併せて記載しておいた方がわかりやすい。
- ・資料 1-1 P30 の下図の記述は誤りではないか。正しくは「既設堤体と同等あるいは透水性の小さい材料を用いる」ではないか。
 - ←ご指摘の通りなので訂正する。透水係数も間違っており、正しくは「 1×10^{-4} 」なので、ご訂正頂きたい（河川管理者）。
- ・堤防の表面に張芝をすとの説明があるが、張芝によって、もともとあった堤防の植生が回復するのか。
 - ←堤防に関しては植生を復活するという方針になっていなかったと記憶している。堤防の法面は、侵食にも耐えられるように芝あるいは同等以上の植生が望ましいと考えている。（河川管理者）。

○【利水-1 利水者の水需要の精査確認】に関する意見交換

- ・節水キャンペーンの中で「がんばれ」というキャッチフレーズが使われているが、節水は、我慢して頑張るということではない。特に近畿は他の都市に較べて圧倒的に水を使い過ぎているので、一種の警告の意味を込めて、無駄遣いや使い過ぎに対する意識改革を求めていかなければならない（部会長）。
- ・利水者には水需要の確認だけでなく、水需要をコントロールしていくという視点から利水者自身の提案がないかを聞いて欲しい。利水者自身が節水のためのアイデアを考えていかなければならない（部会長）。
- ・利水者への水需要の精査確認は、いつ、どの程度まで出せるのか。
 - ←相手があることなので、いつ出せるかははっきりとは言えないが、できるだけ早く、精査が完了したものから随時出していく（河川管理者）。

○【維持-4 河川管理施設の老朽化対策の実施（淀川大堰等関連施設）】に関する意見交換

- ・コンクリートのひび割れが報告されているが、ダムではひび割れはほとんど起きていない。品質に違いがあるのか。
 - ←小さなダムではない、相応のダムであれば、建設時に現場でコンクリートをつくっている。通常のコンクリート建築物とダムでは、品質がかなり違っている（河川管理者）。

○【計画-1 河川レンジャー】に関する意見交換

- ・河川レンジャーの構成・活動範囲として、「河川レンジャーは個人または団体とし」
となっている。団体の取り扱いについてはどのように考えているのか。

←個人に限定してしまうと、本当に個人だけになってしまう。団体としてのボランティア活動が河川レンジャーの活動につながっても良いのではないかと考えている。団体として河川レンジャーになってもらい、その中の誰かが河川レンジャーとして対応するという形もあり得るのではないかと考えている（河川管理者）。

- ・資料 1-1 P47 には、河川レンジャーに必要な資格が列挙されているが、「自然観察指導員の資格」は必要ないのではないかと。一方で、安全教育や救命活動の資格は必要だと思う。

←P47 の 11 項目については、「あって望ましいもの」なので、必須ではない（河川管理者）。

○「環境-22 縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）」に関する意見交換

- ・自治体が管理している河川と国が管理している河川はすべて結びついている。データの相互利用や交換等、うまく連携できるようにしてほしい。

←河川管理者の施設ではない電力会社等の堰でどのような魚道を築いていけるか、
今度の課題として検討していきたい（河川管理者）。

- ・淀川大堰ではフラップゲートを少し改善しただけで魚（ボラ、アユ、サツキマス等）
がたくさん遡上するようになった。今後は、隔壁の改良やモズクカニが移動できる
ような工夫等を大堰の改良に併せて実施して欲しい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・利水の精査確認について昨年 5 月に河川管理者に質問をし「精査確認中」との回答を
頂いたが、いまだに回答が示されていない。これは明らかにおかしい。府営水道は 9
月に水需要について中間報告を出しており、ほとんど答えが出ているのと同じだ。委
員会は、府営水道を呼んで水需要の精査について説明を聞くべきだ。
- ・異常渇水は上流の滋賀県だけで対応する問題ではなく、下流の流量調整も併せて、解
決していく問題である。また、取水制限の開始時期を早めればダムよりも大きな効果
が期待できる。異常渇水の問題は琵琶湖の下流である淀川部会で議論すべきテーマだ。
- ・琵琶湖の長期水位低下が予想された時点で、前もって、渇水対策会議で取水制限のル
ールを決めて、一般市民に告知していけばよい。あらかじめ住民に知らせておき、覚
悟をしておいてもらうことが大切だ。

以上

淀川水系流域委員会 第27回淀川部会 結果概要

開催日時：2004年11月30日（火）16：00～19：00

場 所：ぱるるプラザラス 6階会議室C

参加者数：委員18名、河川管理者（指定席）18名

一般傍聴者（マスコミ含む）63名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項

①河川整備計画進捗状況に関する検討

2. 審議の概要

○[治水-1 水害に強い地域づくり協議会]に関する意見交換

○[利用-14 船舶航行環境影響検討]に関する意見交換

○[計画-1 河川レンジャー]に関する意見交換

3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

特になし

2. 審議の概要

①河川整備計画進捗状況に関する検討

河川管理者より、資料 1-1「河川整備計画進捗状況(実施)(調査・検討)報告項目」のうち、[治水-1 水害に強い地域づくり協議会]および[利用-14 船舶航行環境影響検討]について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

(部会長のコメント)

- ・本日の部会では、主に資料 1-1「河川整備計画進捗状況(実施)(調査・検討)報告項目」のうち「意見を頂きたい事項」について議論する。次回の部会では、整備計画進捗状況に対する意見書を作るため、調整会議において各委員の意見をとりまとめて作成される予定の淀川部会の意見（案）について議論することにした（部会長）。

○[治水-1 水害に強い地域づくり協議会]に関する意見交換

- ・住民会議の立ち上げは、既成の水防団や自治会等の地域組織の役職者によるトップダウン方式ではなく、人命を優先的に避難・救助できる仕組みと近隣関係（近所づきあい）をベースにした、できるだけ広い範囲の人達に積極的に参加してもらえる仕組み作りに取り組むべき。この運用の仕方には対話集会のシステムを活用すべきだ。
- ・ライフライン断絶を回避するためには、首長以外に、水道・電気・電話事業者等も関

わる必要がある。

- ・首長以外にも、住民1人1人に水害への意識を高めてもらう方法で進めて欲しい。例えば、地域ごとに対話集会を開催したり、過去の水害の経験を学べる・知ることができる場所をつくって欲しいと思っている。
- ・最近の水害ではあっという間に水が溢れてくる。水害の時にできるだけ早いタイミングで情報を伝達して行動を起こすためには、横の連携が不可欠。そのためには、河川管理者が提案している自治体を中心とした大きな組織ではなく、地域の小さな集まりからボトムアップ形式で下から積み上げていく方がよいのではないか。学校などを利用して一般市民が参加できる学習講座等を開催して水害や避難について学べる体制が必要だ。
- ・実際に水害が発生した時には、すぐに逃げなければならない。大きな組織ではなく、町単位の組織で、現場見学やハザードマップ作成等の活動していった方がよい。まずは、どこかの地域でモデル的に取り組んでみればよいのではないか。
- ・「住民会議」は住民の意見や要望を聴く場でもあるが、防災や地域づくりの専門家に参加してもらい、避難方法等の「自分で守る」ための行動等を議論してもらえるとよい。
- ・映像を使った情報伝達や啓発（駅前広場で防災ビデオを流す等）も大切。会議に参加してもらう以外にも、できることはある。
- ・会議を中心とした進め方よりも、実際の現場を見たり、被災者の経験談を聴くことができる場を重視した「現場主義」の取り組みを進めて頂きたい。
- ・実際に「みんなで守る（水防活動）」をやっていく水防団や消防団は、首長会議、行政WG、住民会議のうち、どの会議に入ることになるのか。
 - ←水防団や消防団の代表は「住民会議」で、というイメージを持っている。「住民会議」は、災害時に実際に核となって動く水防団や消防団で組織するというイメージを抱いている（河川管理者）。
- ・河川管理者の考えている「住民会議」は、委員会のイメージとずいぶん違っているように思う。
 - ←「住民会議」はそのエリアの会合というイメージを持っている。「自分で守る」のためには、住民の方々に意識を持ってもらう必要があるが、そのための組織についてはまだ書けていない（河川管理者）。
- ・行政WGは、首長会議の下部組織ではないのか。独立して設けるべきなのか、やや疑問に思う。
- ・会議も大切だが、防災訓練も大切だ。実際に水害演習や避難訓練を行うと、意識も変わってくる。小さな組織単位で、自分で守るという意識や防災意識を植え付けていく必要がある。自分たちでやっていこうという意識が芽生えてくるような方法を考案して欲しい。
- ・住民の草の根活動を支援していける体制も作って欲しい。

- ・「住民会議」に参加する住民は、実際に活動しながら探していくしかない。活動を通じて、地域のまとめ役やリーダーが集まる工夫が必要だ。
- ・大阪淀川区では、すでに住民会議が実行段階に入っている。商店会長、町会長、国土交通省等の行政関係者とともに、熱心に具体案を含めた会合を開催している。

○[利用-14 船舶航行環境影響検討]に関する意見交換

- ・河川管理者からの報告では、船舶による環境への影響について、十分なモニタリングができていないか、疑問だ。舟運ニーズ調査が進んでいる一方で、環境への影響調査が進んでいないのはどういうことなのかと思っている。また、流域委員会の考え方が、他の委員会（淀川河川環境委員会、淀川水面利用調整会議等）に浸透しているのか、疑問に思う。今後は、組織同士の有機的な繋がりが大事になってくるのではないかと。今後は、意見のキャッチボールのできる風通しのよい組織づくりをしていく必要がある。
- ・舟運復活の要望が本当にあるのかどうか、疑問だ。自治体ニーズの聞き取り調査結果も示されているが、「自治体が自腹で運営していく意志があるか」というアンケートであれば、結果は違ってくるだろう。住民ニーズにも同じことが言える。
- ・船舶の航行によって横の波が発生し、その結果、魚が浮き上がり、鳥のエサになってしまう可能性もある。流域全体を回遊している魚に影響を与える可能性もあるので、流域の生態系にどういった影響を与えるのか、高度な生態的なモニタリングをしていく必要がある。
- ・現在も淀川には船舶が航行している。船舶による魚への影響があるなら、現在の船舶航行についても禁止していかなければならないだろう。
- ・基礎案には「水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、自治体や民間企業の舟運復活……」となっているが、舟運復活は、あくまで緊急輸送が中心だ。観光舟運とは切り離して考えるべき。
- ・環境へのモニタリングはこの程度では不十分。とにかく、慎重に進めて欲しい。大型動力船の航行はやめておくべきだ。
- ・河川管理者と委員会で舟運のイメージが食い違っている。調整会議で意見（案）を取りまとめる際には、流域委員会が考えている舟運のイメージがきちんとわかるように、注意を要する点や許容範囲を明らかにしておく必要がある（部会長）。

○[計画-1 河川レンジャー]に関する意見交換

- ・基礎案には、河川レンジャーの活動内容として「河川管理行為の支援」と書かれているが、河川レンジャーは環境学習等の文化活動や自然保護活動も重点を置いた活動にすべきではないか。
- ・活動拠点としてあげられているいくつかの既施設を、実際にどのように河川レンジ

ヤー活動に利用し得るのか、明確にしておく必要がある。

- ・河川管理行為のためには、新たに「リバーキーパー」といった制度が必要かも知れない。
- ・河川レンジャーは全国的に見ても初めての取り組みで暗中模索の状態。提言や意見書どおりには進んでいないこともある。河を守る行為（不法投棄の監視・阻止等）も期待していたが、危険を伴うし、法的な権限の問題もある。淀川河川管理者事務所の取り組みを委員会で報告してもらう機会を設けてはどうか。
- ・意見書では「住民参加」について述べているし、河川審議会でも住民との協働に関して審議されてきた。しかし、基礎案には「住民参加」にどう取り組むか、書かれていない。河川管理者には、「住民参加」をきちんと反映した河川整備計画を作って欲しい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・部会の進行に不手際が目立った。改善をお願いしたい。
- ・他の地域の流域委員会との連携、河川管理者との連携、直接住民から意見を聴き取る等の具体的な活動をしていくべきだ。他にも、ライフラインの確保や子どもたちが安全に暮らせる地域づくり等、やるべきことはたくさんある。しっかりと議論をして頂きたい。

以上

淀川水系流域委員会 第28回淀川部会 結果概要

開催日時：2004年12月18日（土）13：30～16：45

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール

参加者数：委員 17名、河川管理者（指定席）13名

一般傍聴者（マスコミ含む）56名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 審議の概要
 - ①調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換
 - ②実施項目とされている事業進捗状況について
 - ③検討項目とされている事業進捗状況について
 - ④その他
3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・ 次回の淀川部会は開催しない。
- ・ 事業進捗状況の各項目への意見（案）作成分担が決定した。下記の分担に従って、各項目への意見（案）をとりまとめた後、作成担当者・部会長・部会長代理が淀川部会意見書（案）を作成し、各委員に修正・異論がないかを照会する。異論がなければ、淀川部会意見として確定する。
 - ・ [調整会議でとりまとめた意見の修正] 川上委員
 - ・ [治水-1] 寺田部会長
 - ・ [治水-7-2 治水-9 治水-12-6] 川上委員
 - ・ [環境-6 環境-8 環境-10 環境-18] 渡辺委員
 - ・ [環境-22 環境-27] 倉田委員
 - ・ [計画-1] 塚本委員
 - ・ [環境-29 環境-35 環境-36] 大手委員
 - ・ [環境-47 環境-53] 有馬委員

2. 審議の概要

資料 1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に寄せられている委員の意見について説明がなされた後、意見交換が行われた。

①調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換

資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」のうち、調整会議でとりまとめられた意見（案）について、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○利水-1 [5. 4 (1) 利水者の水需要精査確認]

- ・調整会議のとりまとめ内容は適正なものだ（部会長）。

○利水-2 [5. 4 (2) 水利権の見直しと用途間転用]

- ・基礎案への意見の中に「安易かつ恣意的」との記述があるが、「恣意的」は強く言いすぎだ。削除した方がよい。
- ・確かに「恣意的」は強く言いすぎている面があるので、削除する。

○利水-4 [5. 4 (4) 渇水対策会議の改正を調整（水需要の抑制）]

- ・これまでの渇水対策会議は、渇水時のみに開催される会議だったため、限界があった。今後は平常時でも開催していくということだが、水需要抑制につながるような会議になる可能性はあるのか（部会長）。

←これまでの渇水対策会議は、取水制限を何%にするのかといった生々しい内容だった。しかし、昨年の3月以降渇水対策会議を5～6回程度開催して利水者や府県の方々に国土交通省の考え方を説明したり、意見交換を行ったりしている。また、琵琶湖・淀川流域圏の再生という関係省庁や関係府県が集まった場で協議会を作って、今後の琵琶湖・淀川水系をどうしていくのかという協議を行う中で、やはり、今後の連携の枠組みが重要だといった議論をしておりそういった枠組みができれば、我々の意志を伝えていく場にしていかなければならないと考えている。（河川管理者）。

- ・河川管理者は節水対策パンフレットを配布して様々な活動をしているが、このほかに、例えば補助と連携した節水活動を有効にするための活動は行っているのか。

←具体的に団体に補助している状況ではないが、節水キャンペーンの中の一つとしてシンポジウムを開催した。今後は、住民団体等との付き合いも深めていき、実践できることからやっていきたいと考えている（河川管理者）。

○利用-14 [5. 5. 3 (5) 船舶航行環境影響検討]

- ・舟運による環境への影響がどの程度なのか。舟運による環境への影響については、疑問に思っている。波がおこったことによる影響、現在も航行している砂利船の影響についてご存じの方がいれば、教えて頂きたい。
- ・砂利船の航走波によって水際がえぐられているところもあるし、貝類が波にあらわれてしまうケースもある。また、水際の植生付近に礫が堆積し、かなり影響があると思う。

ヨシ帯であっても、ヨシに卵が付着している産卵期には影響が大きいのではないかと考えている。

- ・意見書（案）では「観光のための舟運はできるだけ制限されるべき」として、観光舟運についてマイナス評価をしているが、これでよいのか。川に親しみを持ってもらうためには、川から見てもらうことも大切だ。意見書は、もう少し柔らかな記述に改めた方がよいのではないか。
- ・住民は川への関心が希薄。川に関心を持ってもらうためには、環境への影響を踏まえた上でなら、観光舟運は有効な手法だろう。
- ・川に親しみを持ってもらう必要性はあるが、大型船による舟運はやめるべきだ。
- ・観光舟運にはエコツーリズムという概念も含まれているだろう。遊びから川に親しみを持つということもある。舟運による環境への影響はあるだろうが、全面的に禁止するのではなく、環境への配慮やいくつかの条件を付ければ可能ではないか。意見書（案）の「できるだけ制限されるべき」という記述では、書き方が強すぎる。
- ・船舶の航行を許可すると、プレジャーボートの規制が非常に難しくなってくるのではないか。河川環境が危機的かつ深刻な状況にあるという中で、舟運がどうあるべきかという考えに立って、意見書（案）の記述を考えて頂きたい。
- ・将来的に観光舟運が大幅に伸び、河床掘削や水制工設置等の開発が進んでしまい、環境と舟運の共存ができなくなる危惧があるため、大型の開発を防ぐ意味で「できるだけ制限されるべき」という記述になっていると理解している。
- ・アクセスとしての舟運には賛成できない。小型動力や石油を使わない環境に優しい動力を採用する等、川の中で楽しむ、川に親しむための舟運であれば良いのではないかと考えている。
- ・河川管理者が実施した舟運による環境への影響調査やモニタリングでは不十分だ。
- ・意見書（案）の最終行で「今後も試行とモニタリングを継続し、その結果はその都度「淀川環境委員会」に報告し」とあるが、その場合には、モニタリングの具体的な内容まで含めて報告してもらわなければ、あまり意味がない。
- ・最終行の「淀川環境委員会」に関する記述は削除する。

②実施項目とされている事業進捗状況について

資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」のうち、実施項目とされている事業進捗状況に寄せられた各委員の意見に関して、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○維持-4 [5.6(1) 河川管理施設の老朽化対策の実施]

- ・構造物はかなり人工的な景観なので、川の景観にマッチするようなデザインを考慮すれば、川の景観も大きく変わるだろう。

○維持-5 [5.6(1) 歴史・文化的価値のある施設の保全（長柄東地先）]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

○治水-7-2 [5. 3. 1 (1) 淀川高規格堤防整備事業（新町）]

- ・高規格堤防の景観は、マンションができると、河川側から見ると、良くない。河畔林を植える等の工夫が必要だ。
- ・高規格堤防には、破堤しないという利点がある一方で、全川で実施するには財政的にも不可能である。他にも、河川景観上の問題もあり、必ずしも良いことばかりではない。高規格堤防は、財政的な面から現実性があまりない部分もあり限定的で、高規格堤防だけに頼ってはいけないという意見を部会意見の中に盛り込んでいけばよいだろう（部会長）。
- ・河川公園をリハビリ空間として活用するとのことだが（資料 1-1 P32）、公園として造成するようなことは避けてほしい。患者の方々が自然の恵みを受けられるようなものを考えてほしい。

○治水-9 [堤防補強（淀川堤防強化委員会終了）]、治水-12-6 [堤防補強（下津屋地区）]

- ・堤防補強には反対しないが、単に弱い堤防を補強するだけではなく、越水による破堤にも効果のある堤防を目指すべきであり、そのために効果的なやり方をしていくべきだ。また、技術的な検討も進めてほしいといった点を意見書に盛り込めばよい（部会長）。
- ・堤防強化に対する意見書は、ダムWGの意見書と整合性がとれるように配慮する必要がある（部会長）。
- ・今のところ、堤防補強の考え方は少なくとも河川管理者と私は乖離しているが、来年度から堤防強化が4つの重大政策の中に入るというぐらいのところまできた他、越水した堤防の研究費もつくことになった等、少しずつ流域委員会の成果が現れはじめている。

○環境-6 [5. 2. 1 (1) 横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

○環境-8 [5. 2. 1 (1) 横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

○環境-10 [5. 2. 1 (1) 横断方向の河川形状の修復を実施（下津屋地区）]

- ・下津屋地区の高水敷の切り下げを実施するとしているが、高水敷を切り下げると堤防が弱くなるという地元住民の不安の声も聴いている。高水敷の切り下げ実施にあたっては、地元住民に十分な説明をした上で実施していくべきだ。

○環境-18 [5. 2. 1 (2) 縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）（小泉川）]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

③検討項目とされている事業進捗状況について

資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」のうち、実施項目とさ

れている事業進捗状況に寄せられた各委員の意見に関して、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○環境-22 [5. 2. 1 (2) 縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）]

- ・ 魚道については、木津川上流河川環境研究会に魚道部会を設置して検討中だが、まだ検討結果を発表できる段階にはない。しかし、現段階での情報を提供してもらった上で意見を作成しなければ、中身のない意見書になってしまわないか。

←最終的な研究会としての結論を出せる段階ではないので、現段階でどこまで情報を提供できるのか、研究会と調整してみたい（河川管理者）。

○環境-27 [5. 2. 1 (2) 魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討]

- ・ 追加意見や修正意見は特になかった。

○計画-1 [5. 1. 2 (2) 河川レンジャー]

- ・ 河川管理者は、河川レンジャーの役割として「河川管理行為の支援」を挙げており、これに対して各委員から「権限を与えるべき」との意見が出されている。淀川部会として、どの程度まで意見を言うべきなのか。重要な案件なので議論しておく必要がある（部会長）。
- ・ 河川レンジャーの活動内容として「河川管理行為の支援」が加わることになるのであれば、やはり、何らかの権限が必要になるのではないかと考えている。また、河川レンジャーの適任者選定も難しい問題の1つだろう。いずれにせよ、さまざまな手法を用いた実践を積み重ねてやっていくほかない。ただ、現時点で踏み込んだ意見を述べるのは難しい。
- ・ ある程度の規約を先に作ってしまい、それを議論するという方向性もある。
- ・ 「河川管理行為の支援」の実効性をあげるためには、少なくとも、現場の声を尊重して施策に反映していくという役割は明確にしないといけない。そういったことが明確になるように、委員会の意見をまとめればよいのではないかと（部会長）
- ・ 河川レンジャーは、歴史教育担当、運動施設担当、防災担当等、いくつかに区別して展開した方がよい。

○維持-18 [5. 6 (3) 安全利用のための対策]

- ・ 追加意見や修正意見は特になかった。

○環境-29 [5. 2. 2 (1) 水位操作の試行を実施（淀川大堰）（上流）]

環境-35 [5. 2. 3 (2) 河川環境上必要な水量を検討（新淀川）]

環境-36 [5. 2. 3 (2) 河川環境上必要な水量を検討（大川、神崎川等）]

環境-47 [5. 2. 5 土砂移動の障害を軽減するための方策を検討]

環境-53 [5. 2. 6 (1) オオサンショウウオの生息環境を保全する（木津川上流）]

- ・ 追加意見や修正意見は特になかった。

○関連施策-53 [5. 2. 6 (1) 国営公園整備]

- ・ 追加意見や修正意見は特になかった。

④その他

○事業進捗状況への意見書とりまとめの進め方、および、部会開催について

事業進捗状況への意見書とりまとめの進め方、および、次回の部会開催について意見交換が行われ、「1. 決定事項」のとおり、決定した。

○寺田部会長のあいさつ

本日が最後の淀川部会となるが、これまで多くの傍聴者に参加して頂き、大変厳しく具体的なご意見を頂いた。淀川部会は、関心を持って頂いた傍聴者の皆さんに支えられたからこそ、ここまでやってこれたと思っている。不十分な点もあったと思うが、次の流域委員会でより発展させてほしいと思っている。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・意見書（案）に現場の住民の声が反映されているのかどうか、大いに疑問だ。
- ・事業進捗状況の利水-4（渇水対策会議の改正を調整）への意見として、琵琶湖の水位を基準とした対応（例えば、BSL-60cm で取水制限をいくりにするとか、大川、神崎川に流す維持流量をいくりにする等、関連するところをセットで具体的に実施する）を盛り込むよう、お願いしたい。
- ・大阪市では舟運を地域の活性化のために考えている。河川は上流・中流・下流で事情が違っており、下流の河川敷は大勢の人に利用されている。また、単に利用されているだけではなく、不法投棄やゴミ捨ての管理もなされている。委員には河川の上流から下流までしっかり現場を見て意見を言ってほしい。
- ・環境問題を重視している委員が8割程度であり、次の委員会では、地元の意見を取り入れる委員を追加する等、委員のバランスを考えるべきだ。また、委員会には、地域の行政担当者も参加していない。これも改善すべきだ。
- ・事業進捗状況報告の治水-7-2（淀川高規格堤防整備事業（新町））への意見が委員から出されているが、この内容では弱い。高規格堤防事業に関連した各種の「規制」について、河川管理者から詳しい説明を受けて、より明確な考え方を示して頂きたい。高規格堤防への意見書は、他地域の高規格堤防事業にも影響を及ぼすので、詳細な検討をお願いしたい。

以上

淀川水系流域委員会 第21回猪名川部会 結果概要

開催日時：2004年9月1日（水）16：00～19：05

場 所：天満研修センター 101 ホール

参加者数：委員 8 名、河川管理者（指定席）12 名

一般傍聴者（マスコミ含む）73 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細の議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい

1. 審議の概要

注） 発言内容の冒頭の記号は、以下を意味しています。

部）：部会長 ・：その他委員 ←：河川管理者 傍）一般傍聴者

※資料についてはホームページを参照して下さい。

※発言内容の詳細については、議事録をご覧下さい。

①余野川ダムサブWGについて

本多サプリーダーより、資料1「余野川ダムSWG結果報告、議事内容」を用いて、余野川ダムサブWGにおける検討経過の報告が行われた。

②河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗点検について

河川管理者より、資料2「河川整備計画進捗状況」およびビデオを用いて、河川整備計画進捗状況や福井県・足羽川の洪水について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○進捗点検の進め方について

- ・流域委員会の提言と河川管理者の基礎案に齟齬や乖離があった場合に、改善していく仕組みが必要だと思う。

○堤防強化について

- ・福井の洪水被害のビデオを見て、洪水の怖さを感じるとともに、壊滅的被害の回避のためには、堤防強化が何よりも大事だと実感した。流域委員会には、堤防強化委員会の検討結果が報告されたが、一度、堤防強化委員会の専門家に直接説明をして頂く機会を作ってほしい。もし、委員会の考え方と齟齬があるようであれば、河川管理者は堤防強化委員会にブラッシュアップしてもらうよう、要請してほしい。

←流域委員会への要請として、運営会議に諮りたい（部会長）。

←堤防補強委員会で議論をした上で示したのが、本日の説明資料となっている。本日の説明に関することであれば、河川管理者が説明しなければならないが、堤防強化委員会からの説明を流域委員会が望むなら、検討をしたい。堤防強化委員会

では、浸透と洗掘を主な対象として検討を進めた。もちろん、越水にも効果があるように、ドレーンの周囲をカゴマットで覆うといった工夫はしている。ただし、越水を防ぐための体系的な検討はできていないので、積極的に検討していかなければならないと考えている。たとえば、コンクリートで堤防を固めてしまえば、越水による破堤を防ぐことはできるが、コストや環境への影響を考えれば、適切ではない。もっとよい工法を考えていかななくてはならないと考えている（河川管理者）。

※本意見のうち、流域委員会への要請（堤防強化委員会委員による説明）については、後日、委員より撤回する旨の意見が提出された。

- ・現在、河川管理者から提示されている越流破堤を防ぐための工法には、全く不満だ。さらなる検討をお願いしたい。

←浸透や洗掘については対応を進めているが、越水破堤を完全に防ぐための工法については、現在のところ、高規格堤防しかない。このため、猪名川では、越水破堤を防ぐことはできないという前提で検討を進めている。また、越水対策のための体系的な検討には、コストや環境も配慮する必要がある（河川管理者）。

- ・越水による破堤を防ぐための堤防強化は、人命に大きく関わっているのので、とにかく検討を急いでほしい。
- ・堤防強化について、よくわからないことが多いので、もう少し説明してほしい。また、対象降雨の選定基準もよくわからない。河川整備計画が対象としている 20～30 年は、引き延ばし降雨ではなくて、既往最大の実績降雨で検討を進めていくべきだ。
- ・越流破堤を防ぐのは無理なので、一部の堤高を低くして、越流を誘導するという考え方が主体になっていくのではないかと考えている。
- ・越水を誘導する堤防は、土地利用の面で、自治体や地域住民の合意がとれるかどうかのポイントだ。かなり難しいと思う。
- ・兵庫県が管理している猪名川本川や銀橋上流の区間の整備と整合性はとれているのか。
 - ←兵庫県の改修計画として、銀橋の上流で築堤を実施している。これについては、河川整備計画の期間内に達成される予定のものについては考慮して検討を行っている（河川管理者）。

○河川利用について

- ・資料 2 の P45 では、河川利用の縮小策として、「申請者（〇〇市）から更新申請がなされない場合」に縮小策をとると書かれている。この書き方だと、更新申請があれば、河川管理者は河川利用の縮小に向けて動かないというように受け取れる。現実問題として、申請者が更新しない場合があり得るのか。これでは、委員会の提言から後退してしまっている。

←強制的に河川利用を排除するわけにはいかないので、利用者である自治体に更新時に説明をしていくことが大切だと考えている。まずは、住民や自治体の理解を

得ることが大切だと思っている（河川管理者）。

- ・ 外来種対策として、何か実行したことはないのか。また、堤防上の樹木は、治水上、プラスなのか、マイナスなのか。また、河川管理者として、今後、河道内のヤナギ類をどのように扱っていくのか。

← 外来種対策として草刈りや発芽を抑制するための芽摘みに取り組んでいる。また、河道内樹木に関しては、猪名川自然環境委員会に審議して頂き、間引きや伐採を実施していきたいと考えている（河川管理者）。

○住民への情報提供、河川レンジャーについて

- ・ 資料 2 では、住民への河川情報の発信について検討課題が示されている。しかし、川への認識を深めてもらってはじめて、情報を正しく判断できるようになるので、住民がうまく情報を活かせるようになるための取り組みも必要だ。河川レンジャーに係わる取り組みをうまく組み合わせて検討してほしい。

← 災害弱者への被害が頻発している状況に鑑みて、災害弱者を考慮した情報を市町村にどのようにして素早く出していけばよいか。河川管理者としては、まずはここから取り組んでいきたいと思っている。また、ケーブル TV 網の整備も進めていきたい（河川管理者）。

- ・ 河川レンジャーの準備会委員の選定基準があれば、教えてほしい。できれば、住民運動に明るい専門家を委員として入れることを考えてほしい。

← 準備会では、河川レンジャーの概要を検討してもらい、その後、具体的な人選に入りたいと思っている。最終的には、住民運動に明るい専門家にも河川レンジャーに入ってもらおうと考えている（河川管理者）。

③余野川ダムについて

第 4 回ダム WG で配布された資料 1-7「余野川ダムの効果について」について、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・ 銀橋・狭窄部を開削した場合の検討は行っていないのか。

← 狭窄部上流の浸水被害対策の代替案の 1 つとして検討をしている。下流の神崎川の治水も合わせて、総合的に検討している。結果が出れば、すぐに示したい（河川管理者）。

- ・ 銀橋・狭窄部を開削して流下能力を 1,000m³/s にまで高めたケースや一庫ダムの嵩上げを行ったケース等、複合的な検討結果は出せないのか。可能であれば、次回の余野川サブダム WG までに示してほしい。

← 効果があると分かれば、検討していきたいと考えている（河川管理者）。

← 今のところ、別々に分けた検討結果を示している。今後は当然、複合的な条件のもとで検討していく必要があると思っている（河川管理者）。

- ・ ダムについては、利水や治水計画全体を考えた議論をしなければならない。神戸市では、平成 11 年に湊川の氾濫が起きたが、これを受けて、烏原貯水池 140 万 m³を

治水用のダムとして使っている。貯水池の上流に建設予定のダムが完成すれば、元のとおり、上水用の貯水池として使うようになるが、こういった転用もあり得るだろう。ダムWGでは、「どこまで整備すれば、どこまで浸水被害を軽減できるのか」といったレベルを明確にしていくことが大切だ。

- ・ダムWGでは、ダムの効果を検討する際の対象降雨として、引き延ばし降雨ではなく、既往最大の実績降雨を基準にして検討を進めていこうという議論が行われた。余野川ダムでは、昭和28年9月降雨の1.5倍と1.8倍を用いて検討しているが、これはなぜか。流域全体で見れば既往最大の降雨である昭和28年の実績降雨についても、検討をして結果を示してほしい。

←昭和28年9月の1.5倍は下流において浸水被害が発生し出す降雨倍率、1.8倍は現行計画で採用している降雨倍率である。実績降雨については、昭和35年8月降雨で計算をしている。昭和28年の実績降雨では、氾濫が発生しないので、検討結果は示していない（河川管理者）。

←ダムWGでは、狭窄部上流の浸水被害の軽減策を検討する際の、基準とする降雨について議論をした。銀橋・狭窄部下流については対象降雨を決めていないので、これから検討していかなければならないと思っている（河川管理者）。

- ・第4回ダムWGの資料1-7 P21では、余野川ダムの効果として、8,096億円の浸水被害軽減効果があるとなっている。この金額の算出根拠を教えてください。

←猪名川流域は、住宅や工場が密集していることに加えて、歴史上の資産も多い。

これが浸水した場合の被害額を積み上げて算出した。算出根拠については、マニュアルがあるので、あらためて、示したい（河川管理者）

- ・一庫ダムの堆砂容量の振替案として一庫ダムの上流に堆砂ダムが検討されている。堆砂ダムもダムであることには変わりがなく、コストや環境への影響も心配される。これらの検討は進んでいるのか。

←堆砂容量の振り替えが有効だとわかれば、堆砂ダムの環境への影響やコストについて、検討をしたいと思っている（河川管理者）。

- ・下流域の水位低下対策として、河道掘削や土砂の除去も考えられる。ぜひ、検討してほしい。

←当然、検討すべき案だと思っている。代替案の中で検討結果を示したい（河川管理者）。

2 今後のスケジュールについて

庶務より、資料3「委員会における今後のスケジュール」を参考に説明があった。その後、部会長より、「余野川ダムの現地である、止々呂美地区で部会を開催し、地元住民の意見を聞く必要があると思っている。止々呂美地区での部会開催も視野に入れて、日程調整を行い、月一回程度の頻度で部会を開催していきたい」との報告がなされた。

3 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より発言があった。主な意見は以下の通り。

傍) 堤防強化について議論を深めるのは非常に大切だ。新潟や福井の洪水災害では、上流のダムは結局役に立たなかった。確かに流出量の抑制効果はあったと思うが、最終的に、破堤してしまっている。一番重要なのは、越流しても破堤しないための堤防強化である。今後も、検討を進めてほしい。また、委員会では、コストについて議論されていない。ダムを造るよりも、堤防強化の方が安い。まずは、堤防強化が先決だ。ダムをつくれば、堤防強化の必要がなくなるという話ではない。それから、現在、銀橋上流で築堤整備が進んでいるが、これが完成すれば、多田地区の浸水被害はなくなる。つまり、銀橋狭窄部の開削と同じ効果が得られるという点に留意した上で、議論を進めてほしい。

←新潟の洪水災害では、限界があったとしても、ダムによる水位低下効果はあったことは確かだ。福井の洪水災害の原因に関しては、調査委員会で原因究明が進んでいる(委員)。

以上

淀川水系流域委員会 第 22 回猪名川部会 結果概要

開催日時：2004 年 10 月 21 日（木）15：00～18：00

場 所：天満研修センター 101 ホール

参加者数：委員 10 名（内メンバー外 3 名）、河川管理者（指定席）9 名
一般傍聴者（マスコミ含む）48 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 審議の概要
 - ①河川整備計画基礎案に係る平成 16 年度事業の点検について
 - ②ダムWGについて
3. 一般傍聴者からの意見聴取
4. 台風 23 号に関する報告

1. 決定事項

- ・ 次回の部会は 11 月 2 日（火）16：00～19：00 で天満研修センターにて開催する。
- ・ 河川整備計画進捗状況に対する部会としての意見をとりまとめるために、部会検討会を下記の要領で開催する。

10/25（月） 10：00～12：30 マイドーム大阪

10/28（木） 10：00～14：30 みずほ情報総研 会議室

11/2（火） 10：00～15：00 天満研修センター

2. 審議の概要

①河川整備計画基礎案に係る平成 16 年度事業の点検について

審議に先立って、河川管理者より、台風 23 号における猪名川流域の状況についてビデオとスライドを用いて説明が行われた後、資料 1「河川整備計画進捗状況報告項目」について説明が為され、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○【計画-1 河川レンジャー】について

- ・ 河川管理者は、「なぜ河川レンジャーが必要なのか」「なぜ住民と連携していかなければならないのか」、その理由や目的についてあらためて確認して欲しい。基礎案に記載されている河川レンジャーや住民との連携に関する項目を洗い出して再確認して欲しい。河川レンジャー準備会の形態を見る限り、うまく実現できないのではないかと危惧している。準備会が活動内容等を提案するのではなくて、河川管理者自身が具体的な住民との連携方法や明確な河川レンジャー像を持っておくべきだ。河川管理者が自

発的にやっているというより、委員会の意見書に書かれているからやっているという思いが垣間見える。

←河川工学、法律、環境の学識者からご意見を頂きながら、住民や民間団体、NPOとどのように連携していけばよいか、検討していきたい。また、検討の内容については、猪名川部会で報告させて頂ければと思っている（河川管理者）。

- ・宇治川では河川レンジャーの試行的な試みが行われており、現在は1人の職員が常駐で対応している。今後は、人員や予算をどうしていくのか、ボランティア活動を取り入れていくのか、観光や学校教育を利用した活動はどうかといった試行を行っていくことになるだろう。
- ・河川レンジャーについては、河川毎に現地で実際に試行しながら進めていくほかないように思う。その中で地域的な特性も考慮していけばよい。最初から決めつけることはできない。

○【環境1～72 河川環境】について

- ・猪名川自然環境委員会では、水質について1～2つの指標を決めて継続してチェックしていったほしい。また、節水キャンペーンの説明があったが、変化しているのは水量だけではない。水質も悪化している。
- ・各部局では水質に関するデータはかなり蓄積されているが、統合的な解析までは行われていない。全体的に見て、湖沼において富栄養化がますます進行し、無酸素層が底層から中層部分まで広がっている。また、問題となる新しい生物（ピコプランクトン）も発見されている。琵琶湖でも同じような状況ではないかと考えている。
- ・水質に関するデータはかなり揃っているが、それぞれの部局で独自にデータが蓄積されているだけ。必要であれば研究者自身がデータをとらなければならない。ピコプランクトンについても、測定機器が発達したために発見できただけで、昔から存在していたものかもしれない。そういった想像をしながら進める必要があるだろう。
- ・2カ所の河川敷公園が10月に更新時期を迎えたと思うが、結果を教えて欲しい。また、河川敷にある市や町の公園施設を河川の外に出すために、河川管理者がお金を払って対応するということが実際に可能なのか。

←本日は詳しく説明できなかったが、河川保全利用委員会を開催して、今後の方向性や公園管理者から意見を聞く場をどのように設けていけばよいか、考えていきたい。高水敷の利用者にすぐに河川敷から出ていけということではなく、今後の河川敷公園のあり方や河川のあるべき姿について、河川敷利用者と合意形成をしながら、根気よく進めていくしかないと思っている（河川管理者）。

- ・河川保全利用委員会で議論をしている間に河川敷利用の更新期限がきて、河川敷はいつまでも公園のままという状況が他の河川でも起きるだろう。注意して進めて欲しい。
- ・川西市では中央地区の再開発計画、尼崎では工場跡の公園計画がある。その中にサッカー場やグラウンドが組み込まれているのかどうか等を河川管理者が積極的に市や町にヒ

アリングしていくべきだ。

- ・河川敷に街路樹や野球場をつくったり、外国の芝生を植えたりすることが、生態学的な破壊に繋がってしまう。そういうことをとても心配している。確かに河川敷公園には利便性があり、それなりのメリットはある。しかし、川にある公園がどうあるべきか、河川らしい公園の姿がどうあるべきか、河川管理者は考えないといけない。

○【治水-3 排水機場運用の検討】について

- ・ポンプ排水調整の影響について検討結果が出されているが、これは、下流域のために上流の一部の人に犠牲になってもらうということなのか。
←下流が破堤している時に上流で排水ポンプを使えば下流の被害が増大する。下流で破堤が起きれば上流も協力してもらうというのが今回の検討の目的だ。ただし、この内容で運用するというのではない。あくまでも検討結果の1つとして示した（河川管理者）。

○【利水-1 利水者の水需要精査確認】について

- ・余野川ダムの検討では、大阪府営水道の水需要の精査確認結果が非常に重要になってくる。検討に間に合うよう、できるだけ急いで提出して欲しい。
- ・節水キャンペーンのラジオCMの内容は疑問に思う。川や湖に生物が棲めなくなったのは、水をたくさん使うようになったからではなく、人間の都合（治水・利水）で水をコントロールするようになったからだ。科学的に検証した上でCMをつくるべきだ。
- ・節水キャンペーンは、単なるキャンペーンで終わらせないよう、継続して取り組んで欲しい。また、何年先に何%の節水を実現するのか、具体的な数値目標を持った取り組みをお願いしたい。

○堤防強化について

- ・猪名川で最初に実施予定の善法寺地区の堤防補強はどのようになっているのか。
←設計が遅れている。善法寺地区の堤防強化に関しては、基準値に満たない力所について洗掘と浸透対策を施す。現在、緊急区間として5kmの範囲で10カ所を選定し地質調査等を行っており、結果については、次回か次々回の部会で説明したいと思っている。地元住民へはすでに一部で説明をさせて頂いている（河川管理者）。
- ・善法寺地区でやろうとしていることに異論はないが、越水しても破堤しない堤防強化に最優先で取り組んでいく必要がある。今やっている洗掘・浸透対策では不十分だという認識を持って取り組んで頂きたい（ダムWGリーダー）。

②ダムWGについて

余野川ダムSWG 本多サプリーダーより、検討状況について中間報告がなされた後、主に余野川ダムについて意見交換が行われた。

- ・一庫ダムの利水容量を府営水道へ振り替えることができれば、余野川ダムの狭窄部上流への治水効果は失われることになる。このため、特に一庫ダムの利水容量の振替に

ついて検討する必要がある。問題は、狭窄部上流の浸水被害を軽減するための一庫ダム利水容量の振替先であって、余野川ダムとは切り離して考えるべきではないか（ダムWGリーダー）。

←現在、狭窄部上流の目標規模の再検討を進めており、これにあわせて、一庫ダムから余野川ダムへの利水容量の振替が有効かどうかとも検討し直している（河川管理者）。

- ・猪名川下流域の既往最大の実績洪水における検討結果がいまだに出されていない。余野川ダムと猪名川下流域の検討を進めるために至急資料を提出頂きたい（ダムWGリーダー）。
- ・第4回ダムWGの資料 1-7 では、昭和 28 年 9 月洪水を対象に余野川ダムの効果について説明されているが、1.0 倍の検討結果が示されていない。何故か。

←1.0 倍では堤防が破堤せず被害が発生しないため、資料には掲載しなかった（河川管理者）。

- ・堤防が破堤せず被害が発生しないから資料には掲載しないというやり方は、絶対におかしい。あらためて、検討結果を示して頂くよう強く要請する。
- ・天端－余裕高で破堤するという条件で昭和 35 年 8 月洪水 1.0 倍を流せば下流で破堤するというシミュレーション結果が示されている。しかし、当時、破堤しなかったことは誰もが知っていることだ。昔に較べて整備が進んでいるにもかかわらず、破堤してしまうのはおかしいのではないか。河川管理者には、あらためて、現在の整備状況で既往最大の実績洪水を対象にしたシミュレーションをお願いしたい（ダムWGリーダー）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・猪名川部会委員には反省して頂きたい。まったく議論になっていない。また、止々呂美地区で行われた余野川ダムの住民説明会にどれだけの委員が出席したのか。委員には、もっと勉強して頂きたい。
- ・ダムの報告を出そうという局面において、この程度の議論をしていてはいけない。ダムWGと同レベルの議論をして欲しい。ダムの検討に必要な資料についても、あらかじめ河川管理者と打ち合わせをした上で、議論をして頂きたい。

4. 台風 23 号に関する報告

河川管理者より、近畿管内における台風 23 号の概況について報告が行われた。兵庫県 の 円 山 川、 由 良 川 で 破 堤 の よ り 浸 水 被 害 が 発 生 し て お り、 被 害 状 況 に つ い て は 後 日 あ ら た め て 報 告 す る 旨 の コ メ ン ト が あ っ た。

以上

淀川水系流域委員会 第 23 回猪名川部会 結果概要

開催日時：2004 年 11 月 2 日（火）16：00～19：10

場 所：天満研修センター 9 F イベントホール

参加者数：委員 10 名、河川管理者（指定席）9 名

一般傍聴者（マスコミ含む）66 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項

2. 審議の概要

①事業進捗点検に関する報告と意見交換

○環境に関する事業進捗点検について

○治水に関する事業進捗点検について

○利水に関する事業進捗点検について

○ダム(狭窄部上流の浸水被害)に関する事業進捗点検について

②狭窄部上流の目標洪水に関する報告と意見交換

3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・次回の猪名川部会は 12 月 3 日（金）14：00～17：00 天満研修センターにて開催する。

2. 審議の概要

①事業進捗点検に関する報告と意見交換

各委員より、各々が担当した河川整備計画進捗状況報告への意見について、資料 1「事業進捗に関する委員からの意見」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○環境に関する事業進捗点検について

- ・外来種駆除による他の生物への影響、高水敷切り下げによる水質や魚類産卵への影響、魚道設置による外来種増加など、環境に関しては、1つ1つの事業を検討するだけでなく、その結果として地域や流域全体にどのような影響を与えるかまで考えていかなければならない。
- ・そもそも河川に外来種が入ってこないよう根本的な改善が必要だ。フラッシュ放流やブルドーザーによる土砂移動によって、河川の物理的な環境を変えて外来種が生えない条件を整えていく必要があるだろう。その際には、1つの項目に1つの対策だけを考えるのではなく、いくつかの問題を解決していけるような手法を考慮した方がよい。

- ・ 優占帰化している外来種は非常に生命力が強い。外来種駆除による環境への影響は確かにあるかも知れないが、それを検討している間に外来種がどんどん繁茂してしまう。外来種は速やかに駆除していくべきだ。外来種が河川に入ってくるのを防ぐのは無理だろう。生態系に多大な影響を与えている優占帰化した外来種（アレチウリ、ニセアカシア等）は徹底して駆除していくべきだ。
- ・ 日本の在来植物は急峻な河川（荒れ川）に適応してきたもの。元のように急峻な河川に戻せば外来種は減少するだろうが、人間が住めなくなってしまう。やはり、日本固有の自然を守るためにも、できるところでは、外来種の駆除はやっていくべきだ。

○治水に関する事業進捗点検について

- ・ 委員の意見として「11カ所の堤防補強区間の選定が昭和35年8月洪水による想定被害図を元に選定されたように思うが」といった意見があるか、河川管理者に事実確認をお願いしたい。
 ← 緊急堤防補強区間については、背後地への被害影響の観点から人家が密集している区間、氾濫が拡大する区間等の緊急に整備すべき条件を参考に選定した（河川管理者）。
- ・ 過去の治水計画によって作られた高水敷を切り下げることが可能なかどうか。河川管理者はその可能性について説明し、それが無理ならどういう対応が必要なのか、議論しないといけない。
- ・ 越水する可能性の高い地域（善法寺地区）で、越水対策をしないまま、浸透・洗掘対策を中心とした堤防強化を進めることには賛成できない。
 ← 善法寺地区は、浸透・洗掘対策がどうしても必要で早急に実施しなければならない。このため、平成16年度の実施事業として進めていくので、よろしくお願いしたい（河川管理者）。
- ・ 「いかなる洪水に対しても破堤による被害を回避・軽減する」という大目標を達成するために、現在実施している事業が適当なのかどうか。浸透・洗掘対策によって堤防が強化されるのは確かだが、大目標を達成するために河川管理者にはもう一歩進めてほしい。また、高水敷を今後どうしていくのか。環境に配慮した治水について考える必要がある。（ダムWGリーダー）。

○利水に関する事業進捗点検について

- ・ 尼崎の工場跡の再開発によって尼崎市の工業用水に新規水需要が発生するののかどうかまで含めて、利水者の水需要の精査確認を急いでほしい。
- ・ 長期的な少雨傾向と偏った降雨が懸念されているが、本当なのかどうか。本当であれば、どのような対策をしておけばいいのか。将来の課題として考えておくべき事だと思っている（ダムWGリーダー）。

○ダム（狭窄部上流の浸水被害）に関する事業進捗点検について

- ・狭窄部上流の浸水被害対策案は、ダムの代替案ではない。ダムの是非にかかわらず、やらなければならないことだ（ダムWGリーダー）。
- ・多田地区はどれだけ対策をしても浸水被害を解消することはできず、今後も浸水被害に見舞われるだろう。本来、人家が密集する場所ではなかったという点から長期的な対策を考えるべきだろう（ダムWGリーダー）。

②狭窄部上流の目標洪水に関する報告と意見交換

河川管理者より資料2「猪名川狭窄部上流の目標洪水について」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・目標洪水として、銀橋地点でのピーク流量が既往2位の昭和58年9月洪水を選んだとのことだが、論理性・説得性に欠けると思う。他の地域との整合性を考慮しながら、再考すべきかもしれない（ダムWGリーダー）。
- ・資料2のP2の表がわかりにくい。比較検討しやすいように、次の4つのデータを1ページでまとめて頂きたい。①実績の雨量と流量 ②現況整備で一庫ダム操作なしの場合の流量 ③現況整備で一庫ダム操作ありの流量 ④余野川ダムありの流量。この4つを比較検討できるような表をお願いしたい。特に、余野川ダムありの場合の流量は、すでに検討結果が出ているのではないのか（ダムWGリーダー）。

←現在計算をしているので、完了次第、お示ししたい。第8回ダムWG（11/10）でお示しできるよう努力する（河川管理者）。

- ・目標洪水を簡単に変更しても良いのか。川上ダムでは目標規模の変更に際して、現計画の治水安全度との比較を行っている。また、地元住民への説明はどうするのか。

←川上ダムと同様に非常に重要なことだと考えている。このため、既往第2位の昭和58年9月洪水に加えて、現計画の狭窄部上流の目標洪水である昭和28年9月洪水に対しても浸水被害が軽減するよう併せて検討を行っていく（河川管理者）。

- ・銀橋上流の治水対策の考え方としては、今後20～30年で銀橋上流の浸水被害は解消できないが、できるだけ被害を軽減していくという考え方が良いと思っている。河川管理者は「目標は既往最大洪水とするが、対応できるのはここまで。河川整備だけでは対応できない」と明確にした方がよいだろう（ダムWGリーダー）。
- ・実際に既往最大の雨が降っているにも関わらず、今後30年間「既往第2位の降雨を目標にします」と言い続けるのには、やはり釈然としない思いがある。河川整備の目標としては既往最大が正直だと思う。
- ・やはり、実績の既往最大降雨で考えていくべきだ。ただ、河川整備には限界があるので、それ以上は、流域対応でいろいろな対策をしていくのが大切だ。
- ・既往第2位を選んだのは、浸水被害を解消できる見込みがあるからなのか。浸水被害

を解消できるのが既往第何位までなのか、河川管理者は明らかにしておくべきだ（ダムWGリーダー）。

←昭和 58 年 9 月洪水であれば、さまざまな案で何とか対応できるのではないかという感触は持っている（河川管理者）。

- ・流域住民にとってわかりやすいのは既往最大だろう。「既往最大の実績洪水を目標に浸水被害を軽減していく」という説明の仕方が住民にとって一番わかりやすい。
- ・狭窄部を一部開削した場合の検討結果も示した方が、地元の住民にとって、よりわかりやすい。

←開削を実施しないのが原則であるが、下流への影響がクリアできるなら、開削もあり得る。開削についてはこれまでも検討してきているので、今後も検討を続ける（河川管理者）。

- ・資料 2 の P2 の表を見ると、一庫ダムの効果が非常に大きいことがよくわかる。一庫ダムの放流能力を高めるような対策を考えれば、銀橋の浸水被害をかなり軽減できる。河川管理者は一般住民に対して、豪雨があった場合の危険性とダムの効果を明確に示していった方がよい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・委員会は、河川管理者に水需要の精査確認の結果を早急に求めるべきだ。多くの利水者が、今後の方向性を決めつつある。大阪府営水道はダムから撤退して工水転用で乗り切ることを決め、河川管理者に協議を求めている。余野川ダムと丹生ダムに参画している阪神水道事業団は尼崎市の工水転用を決め、奈良県営水道は丹生ダムからの撤退を決めている。京都府営水道は丹生ダムに参画しているが、大口である大阪府営水道と阪神水道事業団が撤退すれば、京都府営水道も撤退せざるを得ないだろう。他にも、西宮市、箕面市、大津市、三重県営水道でも方向性が決まりつつある。委員会は、全ての利水者の精査確認が出そろうのを待つ必要はない。

淀川水系流域委員会 第24回猪名川部会 結果概要

開催日時：2004年12月3日（金）14：00～17：10

場 所：天満研修センター 9F イベントホール

参加者数：委員10名、河川管理者（指定席）12名

一般傍聴者（マスコミ含む）107名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 審議の概要

①余野川ダムの調査検討に関する報告と意見交換

- 開削案を提示したことについて
- 開削案の内容について
- 検討対象洪水について
- 今後の展望について

3. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 審議の概要

①余野川ダムの調査検討に関する報告と意見交換

余野川ダムの調査検討について、河川管理者より資料1-1「ダムの調査検討について」を用いた説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

○開削案を提示したことについて

- ・第8回ダムWGで提出された案と異なっている。第8回で示されたものは、新たな遊水地案と一庫ダムの堆砂容量の活用案および放流操作の変更案でクリアできるという説明だったのではないか。

←第8回で示したものは、総合治水対策の洪水目標をクリアする案であり、今回説明したのは、それに加えて昭和58年9月洪水をもクリアできる案である。第8回の案では、昭和58年9月洪水については洪水被害の解消を図ることができない。（河川管理者）。

- ・これまで狭窄部は自然の歴史的な景観もあり開削しないことを前提に検討してきた。今回の報告により開削案が示されたが、河道掘削の規模が大きくとまどっている。また、掘削の仕方によっては攪乱が置きやすい場所が出てくるのではないか。
- ・4年間の流域委員会の議論の中で、委員からかつて出された下流部での河床掘削の提案を、河川管理者が環境への影響を理由に取り消されたという経緯がある。今回のように方向転換する際は、河床掘削等により自然環境にダメージを与える危惧がないか等、十分説明してもらえるようにさらに検討して欲しい。

- ・一庫ダムには 360 万 m³ の不特定用水がある。これは農業用で簡単にいじれるものではないかもしれないが、農業の実態が変化していることもあるので、一時的に利水容量に使用可能かなど調べていただきたい。現状では、どの程度までわかっているのか。

←農業用水については、一度取水量の調査を実施したが、利用状況については引き続き調査していきたい。(河川管理者)

- ・開削により下流の水位があがるので、下流にとっては危険性が増す。開削ありきで進むことは危惧するところである。堤防補強や流域対応など、流域でできるだけ雨量を受けとめていく中で浸水被害を解消する努力をすることが理念となっているので、引き続き流域での対応策も検討を続けてほしい。

←開削により下流に影響が生じるので、対策を要すると認識している。流域対応も重要と考えている。この資料はダムの検討のためのものであるので、直接関係する論点をまず検討した。(河川管理者)

- ・河道の中での対策以外に、流域の隅々までわたる対策というものがある。浸透ます、浸透舗装の他にも森林の保水力の活用など、主体が異なる場合は支援や協力、連携などを視野に入れ、河川の外の対策も含めて全体的に検討して欲しい。
- ・多田神社付近の開削工事については初めて出てきたものである。多田神社前の御社橋は橋脚が多いこと、市民の親水空間にもなっていること等にも配慮した検討をお願いする。

○開削案の内容について

- ・資料の開削部の横断面だけでは掘削の具体的な姿がわかりにくい。開削によって景観がどう変わるかという図面はあるか。

←詳細は今後の検討となる。景観にも配慮する。どのような景観イメージになるのか、平面図、鳥瞰図などを含めた形で示していきたい。(河川管理者)

- ・資料によると、戸の内地区では銀橋を開削し、下流の河床掘削を施しても越水してしまうが、そもそも開削しなかったらどうなるのか。

←開削しない場合も氾濫する。また、資料を提出したい。(河川管理者)

- ・余野川ダムの残りの事業費が 290 億円であるのに対し、河床の掘削は 260 億円ですみ、30 億円コストを低く抑えられるとされているが、河床掘削費用の根拠を示して欲しい。

←個別にかかる費用を積み上げて今回の数字となっている。掘削量など算出しているので、改めて提出したい。(河川管理者)

- ・下流から始めて上流の整備に、工期はどの程度かかるのか。

←堤防強化を優先していくが、概ね 10 ヶ年で可能ではないか。

- ・掘削は 260 億円ですみ、ダムの残りの事業費 290 億円と比べてコストが小さいとされているが、下流での対策を進めるとそこでも費用が発生することになる。下流対策のために、結局余野川ダムが有効であるということであれば、比較の考え方が変わってくるのではないか。

○検討対象洪水について

- ・先日視察した由良川では治水の目標が既往最大ではなく昭和 57 年 8 月となっており、今回の 23 号台風は目標と既往最大の間に位置するものであった。既往最大をクリアすることができないからと低い目標を設定し、既往第 2 位の昭和 58 年 9 月洪水をクリアすれば良しとすることには危惧を感じている。

←目標設定については、与野川、猪名川に限らず淀川水系全体について、この洪水までやれば良いというものではないと認識している。しかし、ここでは既往第 1 位が降雨量、降雨パターンともに特異な降雨であることから既往第 2 位以下を検討対象とした。第 1 位を目標とすると、ダム建設、開削とすべて実施しても不十分で、流域委員会も目標とするのはどうかという意見であった。(河川管理者)

- ・対象洪水が第 1 位から第 2 位に変更したことについて部会としてどのような意見を持っているか。

○今後の展望について

- ・この案で今回の目標はクリアできたとして、さらに大きい降雨が来たことを考えると、これまで検討された代替案の中にも有効なものはあるように思える。そういう他の取り組みについては、実施する必要はないということになるのか。

←今回は開削に焦点をあてて検討した。ここに示されているもの以外の上流対策、下流対策は引き続き検討する。(河川管理者)

- ・当初、委員会の基本方針としてダムに変わるあらゆる代替案を考えた上で、なおかつダムが一番有効と言う場合に限りダムを、という話が前提にあった。今回、本来は猪名川部会では狭窄部の開削をしないといっていたけれども、開削案が代替案として出てきた。開削が妥当だという判断になれば余野川ダムをつくる必然性は現時点ではなくなるという判断でよろしいか。

←銀橋の上流に対しては開削で対応可能ということ。下流に対しては、河床掘削に加え、余野川ダムも効果はあるが、他にも検討したい。(河川管理者)

2. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・銀橋の上流に対しては開削に効果が認められる、という案はいずれ出てくると思っていた。今回は、これに加えて、開削により影響が生じる下流に対しては余野川ダムが効果あり、という資料が提出されている。雨の降り方によっては、戸の内地区では現状よりひどい結果となる可能性があり、これで解決したと安易に考えるべきではない。